

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成28年5月



株式会社農業総合研究所

1. この届出自目論見書により行うブックビルディング方式による株式231,795千円（見込額）の募集及び株式101,000千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式56,055千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成28年5月13日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。
したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。
なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。
2. この届出自目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社農業総合研究所

和歌山県和歌山市黒田17番地4

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。

詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

| 1 | 事業の内容

当社の主な事業は、「農家の直売所事業」になります。農家の直売所事業は、当社及び業務委託先が運営する集荷場で登録いただいた生産者（以下、「登録生産者」という）から農産物を集荷し、原則翌日にスーパー・マーケット等の小売店（以下、「スーパー等」という）の直売所コーナーで販売することです。つまり、登録生産者とスーパー等を直接つなぐ流通を構築しております。これまで、郊外の直売所や道の駅に行かなければ購入できなかった生産者の顔が見える「安心・安全・新鮮・おいしい」農産物を、日々生活者がご利用いただいているスーパー等にて購入できる仕組みを提供しております。

農家の直売所事業における取引は、スーパー等との契約に応じて「委託販売システム」の提供と「卸販売」に分けられます。また、「委託販売システム」を当社が利用し、当社が登録生産者等から農産物を買い取りし委託販売する「買取委託販売」も行っております。

スーパー等の直売所コーナー……全国570店舗（平成28年2月末）

流通総額*……3,855,438千円（第9期 事業年度）

2,504,318千円（第10期 第2四半期累計期間）



*流通総額 スーパー等において最終消費者に購入いただいた最終販売価格の総計

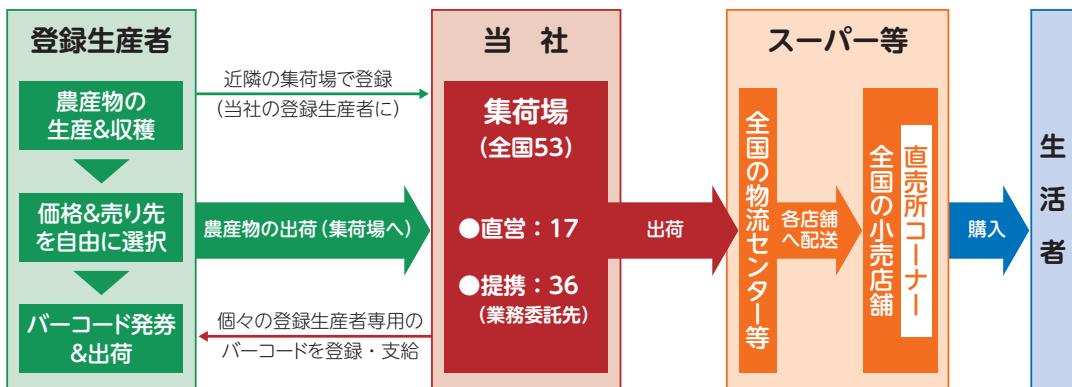
当社及び業務委託先が運営する集荷場……全国53か所（平成28年2月末）

登録生産者数……5,231名（平成28年2月末）



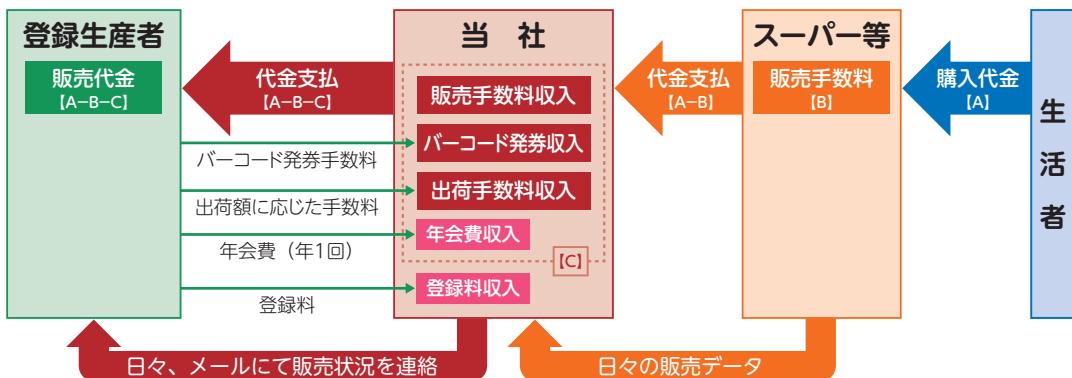
① 委託販売システム

農産物の流れ



「委託販売システム」は、登録生産者から農産物を集荷し、スーパー等の直売所コーナーで委託販売を行う流通経路を提供するものです。登録生産者は販売する「農産物」とスーパー等の「販売先」と「販売価格」を自分で決定することができます。

手数料・情報の流れ



スーパー等で生活者が農産物を購入することにより、登録生産者は販売代金を、スーパー等及び当社は販売手数料を得ることができます。また、スーパー等から日々販売データをいただくことで、登録生産者にメールにて販売状況を連絡しております。当社は、出荷額に応じた物流費見合いの手数料とバーコード発券に伴う手数料、及びスーパー等での販売額に応じた手数料をいただいております。

バーコード発券システム タッチパネル



集荷場での生産者の出荷作業風景



登録生産者が、好きなものを好きな量だけ、好きな場所で好きな値段で売ることができることを実現可能にしたのは、当社の集荷場にて販売先のバーコードを発券するシステムを構築したことによります。

登録生産者は、集荷場にて出荷したいスーパー等別に自分専用のバーコードを発券し、袋詰めした農産物に貼り付けし出荷いたします。

タブレット端末及びバーコード発券機



集荷場が遠方にあり出荷できない登録生産者には、タブレット端末とバーコード発券機を貸与しご自宅でバーコードを発券し、直接スーパー等へ配送することで委託販売を実施できる仕組みを構築しております。

タブレット端末をご利用いただいている登録生産者からは、ご自身で配送していただくことから出荷額に応じた手数料はいただかず、タブレット端末とバーコード発券機のレンタル料をいただいております。

② 買取委託販売

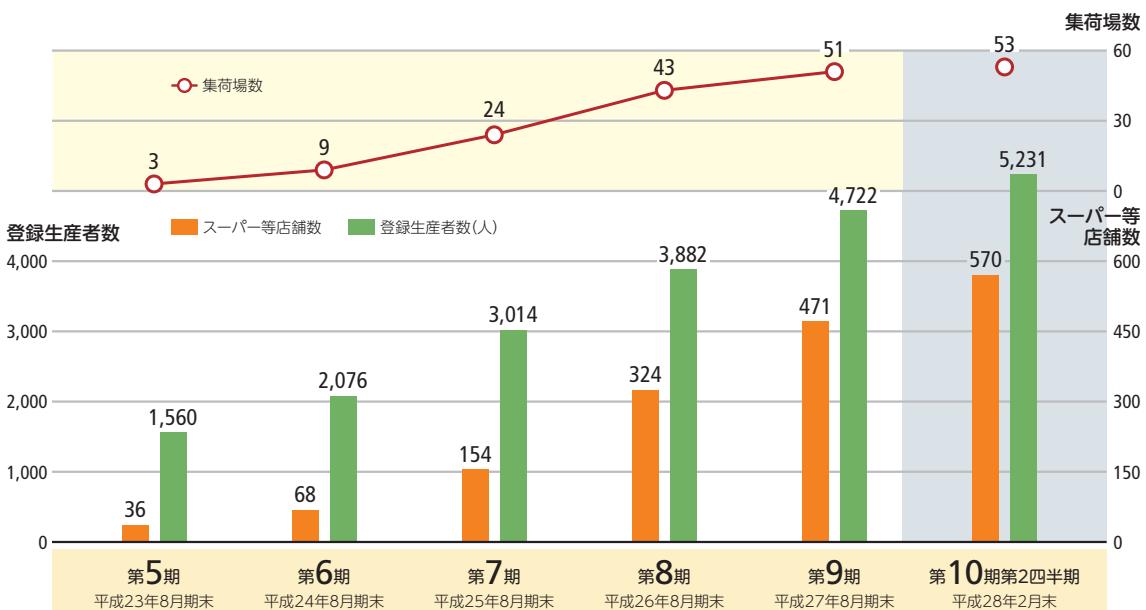
「買取委託販売」は、天候不順等で農産物の供給量が安定しない場合や、スーパー等からフェア実施等で一定の供給量の要望があった場合に、当社が登録生産者等から農産物を買い取り供給量を確保し、スーパー等で委託販売を行うことです。当社が在庫リスクを負うため、登録生産者等から買い取りする価格は、登録生産者等が市場に出荷する価格と同等かそれ以上となり、価格は当社が決定します。スーパー等と生活者が享受するメリットは、「委託販売システム」と変わりません。

当社は、当社が決定した販売価格からスーパー等の販売手数料を差し引いた金額を売上高に計上しておりますが、登録生産者等からの仕入高を売上原価に計上するため、利益率は「委託販売システム」より低くなります。

③ 卸販売

「卸販売」は、農産物を登録生産者等から買い取りしスーパー等へ販売を行う、通常の仕入販売になります。「買取委託販売」と同様に、仕入高と販売高がそれぞれ売上原価と売上高に計上されますが、スーパー等が在庫リスクを負うため、当社のスーパー等への販売価格はスーパー等が市場から買い取りしている価格と同等かそれ以下となり、利益率は「委託販売システム」や「買取委託販売」と比較すると低くなる傾向にあります。

農家の直売所事業における、集荷場数、スーパー等店舗数及び登録生産者数の推移は以下のとおりであります。

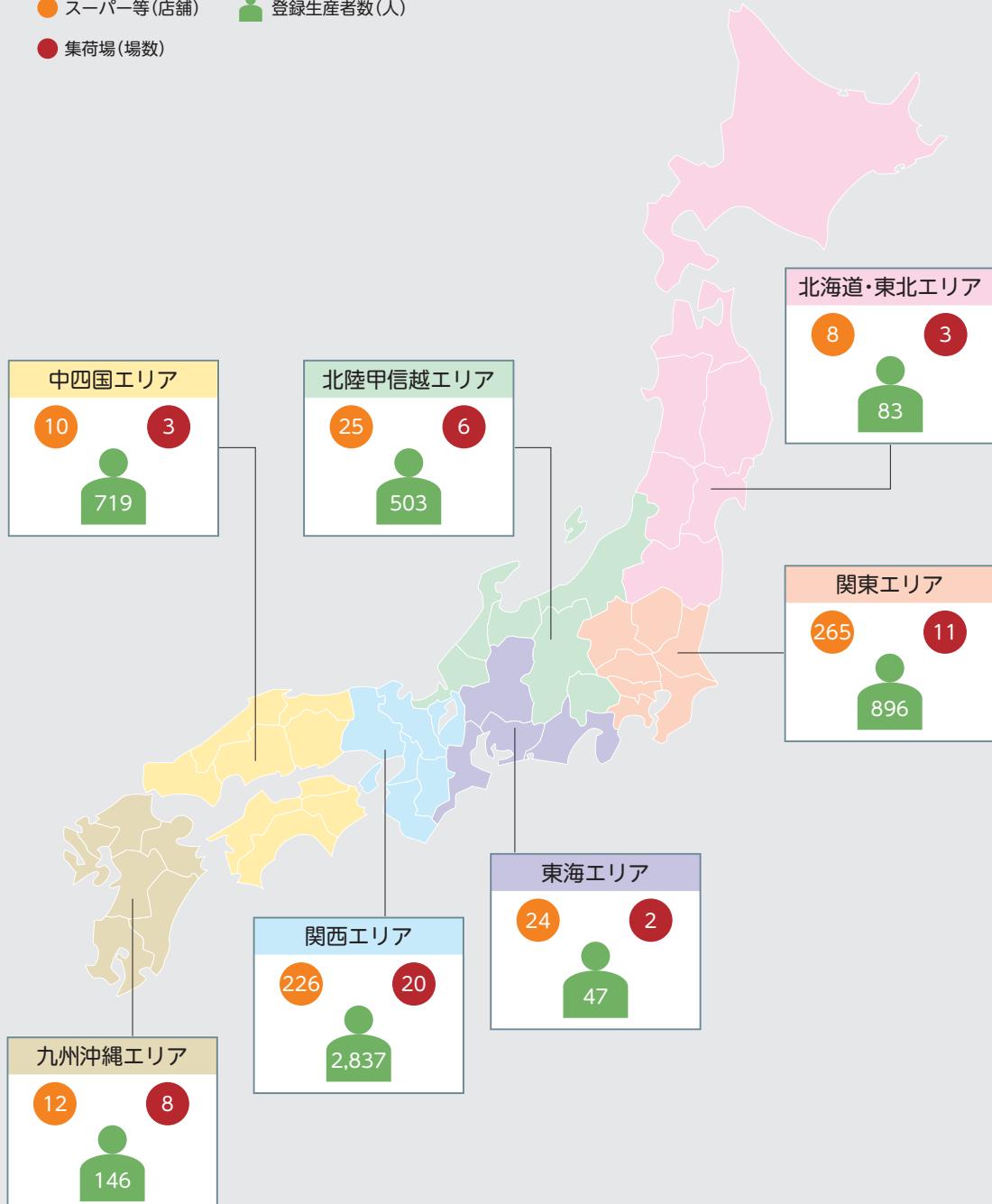


※第5期は決算期変更により、平成23年8月1日から平成23年8月31までの1ヶ月間となっており、第4期（平成23年7月期末）の数値は割愛しております。

都道府県別のスーパー等店舗数、集荷場数及び登録生産者数

平成28年2月末

- スーパー等(店舗)
- 登録生産者数(人)
- 集荷場(場数)



| 2 | 業 績 等 の 推 移

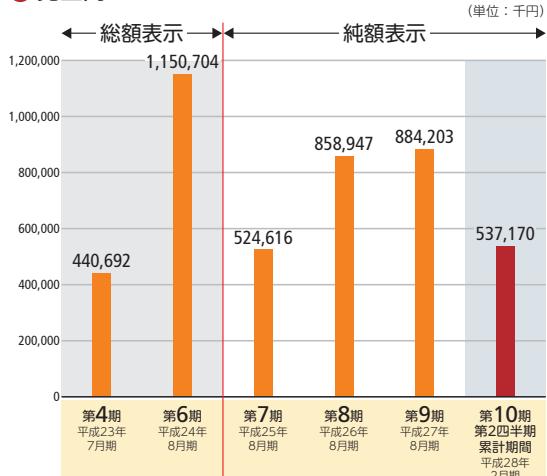
● 提出会社の経営指標等

(単位：千円)

回 次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期 第2四半期
決 算 年 月	平成23年 7月	平成23年 8月	平成24年 8月	平成25年 8月	平成26年 8月	平成27年 8月	平成28年 2月
売上高	440,692	73,244	1,150,704	524,616	858,947	884,203	537,170
経常利益又は経常損失(△)	5,051	△12,323	11,041	△33,678	△23,250	44,947	80,906
当期(四半期)純利益 又は当期純損失(△)	4,868	△12,338	7,695	△34,204	△26,946	52,078	51,090
持分法を適用した場合の 投資利益	—	—	—	—	—	—	—
資本金	15,000	15,000	15,000	42,000	42,000	42,000	42,000
発行済株式総数 (株)	168	168	168	177	177	17,700	1,770,000
純資産額	13,582	1,243	8,939	28,735	1,788	53,866	104,957
総資産額	91,312	102,006	169,589	449,012	575,007	549,432	605,258
1株当たり純資産額 (円)	80,849.87	7,403.95	53,212.19	162,344.69	1.01	30.43	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)						
1株当たり当期(四半期) 純利益金額又は1株当たり 当期純損失金額(△) (円)	33,262.38	△73,445.92	45,808.24	△203,308.59	△15.22	29.42	28.86
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	14.9	1.2	5.3	6.4	0.3	9.8	17.3
自己資本利益率 (%)	79.19	—	151.14	—	—	187.14	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	—	—	—	—	33,821	15,002	35,847
投資活動による キャッシュ・フロー	—	—	—	—	△9,399	△4,994	△22,491
財務活動による キャッシュ・フロー	—	—	—	—	△9,540	14,935	21,153
現金及び現金同等物の期末 (四半期末)残高	—	—	—	—	272,632	297,576	332,085
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	8 (0)	8 (0)	10 (0)	23 (16)	50 (22)	42 (27)	— (—)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため、記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益金額については、第4期、第6期、第9期及び第10期第2四半期は潜在株式が存在していないため記載しておりません。また、第5期、第7期及び第8期は1株当たり当期純損失金額であり、潜在株式が存在していないため記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 第4期、第5期、第6期及び第7期は、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しております。
7. 第8期及び第9期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。また、第10期第2四半期の四半期財務諸表については、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。
なお、第4期、第5期、第6期及び第7期の財務諸表については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づき算出しており、当該監査を受けておりません。
8. 第5期は決算期変更により、平成23年8月1日から平成23年8月31日までの1ヶ月間となっております。
9. 第7期より、従来売上高に計上していた委託販売システムの売上原価相当額を売上高から差し引き、手数料のみ純額表示する会計処理に変更しております。
10. 第5期、第7期及び第8期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
11. 第8期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号平成22年6月30日公表分）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号平成22年6月30日）を適用しております。
12. 当社は、平成27年8月21日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、平成28年2月26日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いましたが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（△）を算定しております。
13. 第10期第2四半期における売上高、経常利益、四半期純利益、1株当たり四半期純利益金額、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、第10期第2四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額、自己資本比率及び現金及び現金同等物の四半期末残高については、第10期第2四半期会計期間末の数値を記載しております。
14. 当社は、平成27年8月21日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、平成28年2月26日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第4期、第5期、第6期及び第7期の数値については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

売上高



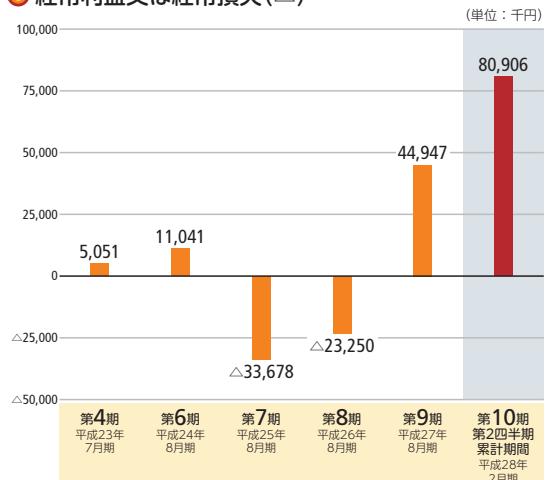
(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第7期より、従来売上高に計上していた委託販売システムの売上原価相当額を売上高から差引き、手数料のみ純額表示する会計処理に変更しております。

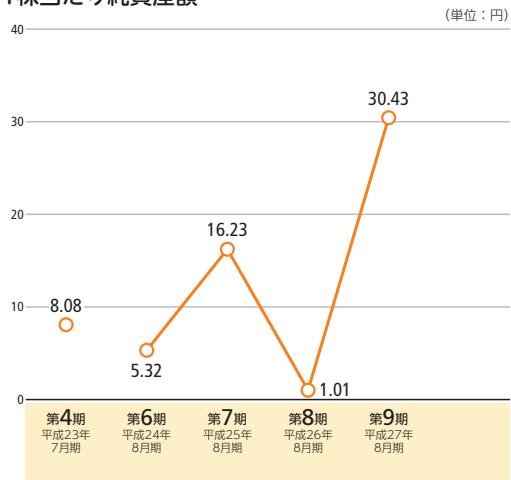
純資産額／総資産額



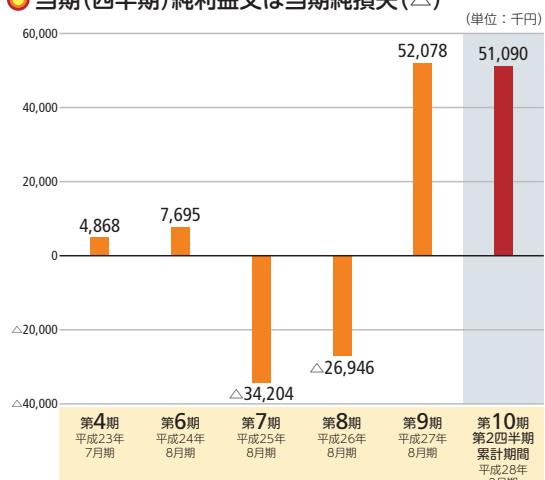
経常利益又は経常損失(△)



1株当たり純資産額



当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△)



(注) 1. 第5期は決算期変更により、平成23年8月1日から平成23年8月31日までの1ヶ月間となっているため、第5期（平成23年8月期）の数値は割愛しております。

2. 当社は、平成27年8月21日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、平成28年2月26日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)」では、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

	頁
表紙	
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	8
募集又は売出しに関する特別記載事項	9
第二部 企業情報	11
第1 企業の概況	11
1. 主要な経営指標等の推移	11
2. 沿革	13
3. 事業の内容	14
4. 関係会社の状況	18
5. 従業員の状況	19
第2 事業の状況	20
1. 業績等の概要	20
2. 生産、受注及び販売の状況	23
3. 対処すべき課題	24
4. 事業等のリスク	25
5. 経営上の重要な契約等	28
6. 研究開発活動	29
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	30
第3 設備の状況	32
1. 設備投資等の概要	32
2. 主要な設備の状況	33
3. 設備の新設、除却等の計画	34
第4 提出会社の状況	35
1. 株式等の状況	35
2. 自己株式の取得等の状況	39
3. 配当政策	39
4. 株価の推移	39
5. 役員の状況	40
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	42

第5 経理の状況	48
1. 財務諸表等	49
(1) 財務諸表	49
(2) 主な資産及び負債の内容	77
(3) その他	79
第6 提出会社の株式事務の概要	80
第7 提出会社の参考情報	81
1. 提出会社の親会社等の情報	81
2. その他の参考情報	81
第四部 株式公開情報	82
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	82
第2 第三者割当等の概況	84
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	84
2. 取得者の概況	84
3. 取得者の株式等の移動状況	84
第3 株主の状況	85
[監査報告書]	86

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	近畿財務局長	
【提出日】	平成28年5月13日	
【会社名】	株式会社農業総合研究所	
【英訳名】	Nousouken Corporation	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 及川 智正	
【本店の所在の場所】	和歌山県和歌山市黒田17番地4	
【電話番号】	073-497-7077	
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 松尾 義清	
【最寄りの連絡場所】	和歌山県和歌山市黒田17番地4	
【電話番号】	073-497-7077	
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 松尾 義清	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。	231,795,000円 101,000,000円 56,055,000円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	270,000 (注) 3	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

- (注) 1 平成28年5月13日開催の取締役会決議によっております。
- 2 当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。
- 名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 3 発行数については、平成28年5月30日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
- 4 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- 5 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成28年5月13日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 6 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成28年6月8日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（平成28年5月30日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	270,000	231,795,000	136,350,000
計（総発行株式）	270,000	231,795,000	136,350,000

（注） 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

- 2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,010円）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,010円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は272,700,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成28年6月9日(木) 至 平成28年6月14日(火)	未定 (注) 4	平成28年6月15日(水)

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成28年5月30日に仮条件を決定する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年6月8日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

- 2 平成28年5月30日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び平成28年6月8日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 平成28年5月13日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成28年6月8日に資本組入額（資本金に組入れる額）を決定する予定であります。
- 4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。
申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 株式受渡期日は、平成28年6月16日（木）（以下、「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 申込みに先立ち、平成28年6月1日から平成28年6月7日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
- 引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 目黒支店	東京都目黒区三田一丁目 7 番13号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号		1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成28年 6 月 15 日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	未定	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号		
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号		
計	—	270,000	—

- (注) 1 引受株式数は、平成28年 5 月 30 日開催予定の取締役会において決定する予定であります。
 2 上記引受人と発行価格決定日（平成28年 6 月 8 日）に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。
 3 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

5 【新規発行による手取金の用途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
250,884,000	6,000,000	244,884,000

- (注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,010円）を基礎として算出した見込額であります。平成28年 5 月 30 日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。
 3 引受手数料は支払わないと、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額244,884千円及び「1 新規発行株式」の（注）5に記載の第三者割当増資の手取概算額上限51,390千円については、うち120,000千円を設備投資資金に充当する予定であり、残額を運転資金に充当する予定であります。

なお、設備投資資金の内容及び充当予定時期は、以下のとおりであります。

- ・登録生産者に対する利便性向上及び拡大を目的とした販売管理システムの改修に係る設備投資資金として120,000千円（平成29年8月期：40,000千円、平成30年8月期：80,000千円）

また、運転資金の内容及び充当予定時期は、以下のとおりであります。

- ・今後の業容拡大に対応することを目的とした人材採用資金及び人件費として122,200千円（平成29年8月期：39,500千円、平成30年8月期：82,700千円）

- ・登録生産者の増加への対応を目的としたサーバーシステムの増強資金として12,000千円（平成29年8月期：6,000千円、平成30年8月期：6,000千円）

なお、残額を東京営業所の移転資金及び今後開設予定の営業拠点開設資金に充当する予定であります。

上記資金については、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品にて運用する予定であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成28年6月8日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	100,000	101,000,000	東京都品川区上大崎二丁目25番5号 株式会社プレンティー 100,000株
計(総売出株式)	—	100,000	101,000,000	—

(注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されています。

- 2 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。
- 3 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 4 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,010円）で算出した見込額であります。
- 5 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 6 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- 7 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成28年 6月9日(木) 至 平成28年 6月14日(火)	100	未定 (注) 2	引受人及びその委 託販売先金融商品 取引業者の本支店 及び営業所	東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
- 2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成28年6月8日）に決定いたします。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
- 4 上記引受人と平成28年6月8日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。
- 5 株式受渡期日は、上場（売買開始）日（平成28年6月16日（木））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
	ブックビルディング方式	55,500	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社 55,500株
計(総売出株式)	—	55,500	56,055,000

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出であります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、平成28年6月16日から平成28年7月14日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,010円）で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成28年 6月9日(木) 至 平成28年 6月14日(火)	100	未定 (注) 1	大和証券株式会社及び その委託販売先金融商品取引業者の本支店及び営業所	—	—

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
- 2 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（平成28年6月8日）において決定する予定であります。
- 3 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日（平成28年6月16日（木））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 5 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件(2) ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社を主幹事会社（以下、「主幹事会社」という。）として、平成28年6月16日に東京証券取引所マザーズへ上場される予定であります。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに連絡して、当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 55,500株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成28年7月20日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都目黒区三田一丁目7番13号 株式会社みずほ銀行 目黒支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成28年7月14日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出入である株式会社レンティー並びに当社株主である及川智正、堀内寛、濵谷剛、東果大阪株式会社、農業総合研究所従業員持株会、松尾義清、坂本大輔、株式会社プラス、紀陽リース・キャピタル株式会社及び清野芳昭は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後90日目（平成28年9月13日）までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う株式会社東京証券取引所取引での売却等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成28年5月13日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となります、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部もしくは一部につき解除できる権限を有しております。

4. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

当社は、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による募集株式及び売出株式のうち15,000株を上限として売付けることを引受人に要請する予定であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成23年7月	平成23年8月	平成24年8月	平成25年8月	平成26年8月	平成27年8月
売上高 (千円)	440,692	73,244	1,150,704	524,616	858,947	884,203
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	5,051	△12,323	11,041	△33,678	△23,250	44,947
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	4,868	△12,338	7,695	△34,204	△26,946	52,078
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	15,000	15,000	15,000	42,000	42,000	42,000
発行済株式総数 (株)	168	168	168	177	177	17,700
純資産額 (千円)	13,582	1,243	8,939	28,735	1,788	53,866
総資産額 (千円)	91,312	102,006	169,589	449,012	575,007	549,432
1株当たり純資産額 (円)	80,849.87	7,403.95	53,212.19	162,344.69	1.01	30.43
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	33,262.38	△73,445.92	45,808.24	△203,308.59	△15.22	29.42
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	14.9	1.2	5.3	6.4	0.3	9.8
自己資本利益率 (%)	79.19	—	151.14	—	—	187.14
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	33,821	15,002
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△9,399	△4,994
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△9,540	14,935
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	—	272,632	297,576
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	8 (0)	8 (0)	10 (0)	23 (16)	50 (22)	42 (27)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため、記載しておりません。

4. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、第 4 期、第 6 期及び第 9 期は潜在株式が存在していないため記載しておりません。また、第 5 期、第 7 期及び第 8 期は 1 株当たり当期純損失金額であり、潜在株式が存在していないため記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 第 4 期、第 5 期、第 6 期及び第 7 期は、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
7. 第 8 期及び第 9 期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- なお、第 4 期、第 5 期、第 6 期及び第 7 期の財務諸表については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づき算出しており、当該監査を受けておりません。
8. 第 5 期は決算期変更により、平成23年 8 月 1 日から平成23年 8 月 31 日までの 1 ヶ月間となっております。
9. 第 7 期より、従来売上高に計上していた委託販売システムの売上原価相当額を売上高から差し引き、手数料のみ純額表示する会計処理に変更しております。
10. 第 5 期、第 7 期及び第 8 期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
11. 第 8 期より、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第 2 号平成22年 6 月 30 日公表分）、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 4 号平成22年 6 月 30 日公表分）及び「1 株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 9 号平成22年 6 月 30 日）を適用しております。
12. 当社は、平成27年 8 月 21 日付で普通株式 1 株につき100株の株式分割を、平成28年 2 月 26 日付で普通株式 1 株につき100株の株式分割を行いましたが、第 8 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額（△）を算定しております。
13. 当社は、平成27年 8 月 21 日付で普通株式 1 株につき100株の株式分割を、平成28年 2 月 26 日付で普通株式 1 株につき100株の株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）』の作成上の留意点について」（平成24年 8 月 21 日付東証上審第133号）に基づき、第 4 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の 1 株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第 4 期、第 5 期、第 6 期及び第 7 期の数値については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成23年7月	平成23年8月	平成24年8月	平成25年8月	平成26年8月	平成27年8月
1 株当たり純資産額 (円)	8.08	0.74	5.32	16.23	1.01	30.43
1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額（△）(円)	3.33	△7.34	4.58	△20.33	△15.22	29.42
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
1 株当たり配当額（うち 1 株当たり中間配当額）(円)	— (−)	— (−)	— (−)	— (−)	— (−)	— (−)

2 【沿革】

当社は、「持続可能な農産業を実現し、生活者を豊かにする」をビジョンに掲げ、日本から世界から農業がなくならない仕組みを構築することを目的として、平成19年10月、「株式会社農業総合研究所」を和歌山市に創業いたしました。

当社の設立から現在に至るまでの沿革は、以下のとおりであります。

平成19年10月	株式会社農業総合研究所設立
平成23年 6月	本社を和歌山県和歌山市黒田に移転
平成24年 7月	東京都品川区に「東京営業所」開設

3 【事業の内容】

当社は、「持続可能な農産業を実現し、生活者を豊かにする」をビジョンに掲げ、日本から世界から農業がなくなる仕組みを構築することを目的としております。そのためには、ミッションである「ビジネスとして魅力ある農産業の確立」を実践しております。

当社の主な事業は、「農家の直売所事業」になります。農家の直売所事業は、当社及び業務委託先が運営する集荷場で登録いただいた生産者（以下、「登録生産者」という）から農産物を集荷し、原則翌日にスーパー・マーケット等の小売店（以下、「スーパー等」という）の直売所コーナーで販売することです。つまり、登録生産者とスーパー等を直接つなぐ流通を構築しております。これまで、郊外の直売所や道の駅に行かなければ購入できなかった生産者の顔が見える「安心・安全・新鮮・おいしい」農産物を、日々生活者がご利用いただいているスーパー等にて購入できる仕組みを提供しております。

農家の直売所事業における取引は、スーパー等との契約に応じて「委託販売システム」の提供と「卸販売」に分けられます。また、「委託販売システム」を当社が利用し、当社が登録生産者等から農産物を買い取りし委託販売する「買取委託販売」も行っております。

なお、当社は、農家の直売所事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりますが、スーパー等との契約等による取引別の「委託販売システム」「買取委託販売」及び「卸販売」の内容は以下のとおりです。

①委託販売システム

「委託販売システム」は、登録生産者から農産物を集荷し、スーパー等の直売所コーナーで委託販売を行う流通経路を提供するものです。当社もスーパー等も買い取りをしないため、在庫リスクは登録生産者にあります。在庫リスクを持つ代わりに登録生産者は、販売する「農産物」とスーパー等の「販売先」と「販売価格」を自分自身で決定することができます。つまり、好きなものを好きな量だけ、好きな場所で好きな値段で売ることができる、ということです。これを実現可能にしたのは、スーパー等からバーコード情報（インストアコード等）をご提供いただくことで登録生産者とバーコード情報を紐付けし、当社の集荷場にて販売先のバーコードを発券するシステムを構築したことによります。登録生産者は、集荷場にて出荷したいスーパー等別に自分専用のバーコードを発券し、袋詰めした農産物に貼り付けし出荷いたします。また、集荷場が遠方にあり出荷できない登録生産者には、タブレット端末とバーコード発券機を貸与しご自宅でバーコードを発券し、直接スーパー等へ配送することで委託販売を実施できる仕組みを構築しております。

スーパー等で生活者が農産物を購入することにより、登録生産者は販売代金を、スーパー等及び当社は販売手数料を得ることができます。また、スーパー等から日々販売データをいただくことで、登録生産者にメールにて販売状況を連絡しております。登録生産者は、在庫リスクは負いますが、原則、農産物市場を経由して販売するよりも多くの販売代金を得ることができます。スーパー等は、買い付けをしないことから在庫リスクを抱えることなく、当コーナーで販売した分の販売手数料を得ることができます。また、登録生産者との間に当社を介することで、生産者ごとに代金を支払う必要がなく、支払の手間を省くことができます。実際に農産物を購入される生活者は、日々ご利用いただいているスーパー等で生産者の顔が見える「安心・安全・新鮮・おいしい」農産物を購入し食することができます。

この「委託販売システム」は、登録生産者にとってもスーパー等にとっても生活者にとっても良いもの、すなわち「三方良し」であることが特徴です。

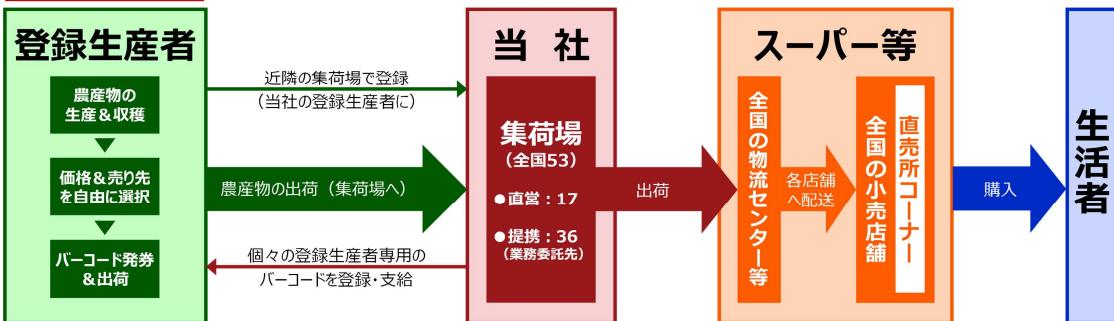
当社は、当社が運営する集荷場からスーパー等の各店舗までの物流費を負担しておりますが、登録生産者からは、出荷額に応じた物流費見合いの手数料をいただいております。その他の手数料として、バーコード発券に伴う手数料、及びスーパー等での販売額に応じた手数料をいただいております。タブレット端末をご利用いただいている登録生産者からは、ご自身で配送していただくことから出荷額に応じた手数料はいただかず、タブレット端末とバーコード発券機のレンタル料をいただいております。また、登録生産者からは、当社の集荷場に登録いただいた時点で登録料をいただき、その後、年に一度年会費をいただいております。

集荷場業務を他社に委託している場合は、業務委託先が登録生産者等から農産物を集荷し、スーパー等へ運んでおります。当社は、販売額に応じた手数料から集荷場業務に対する委託費を業務委託先に支払っております。

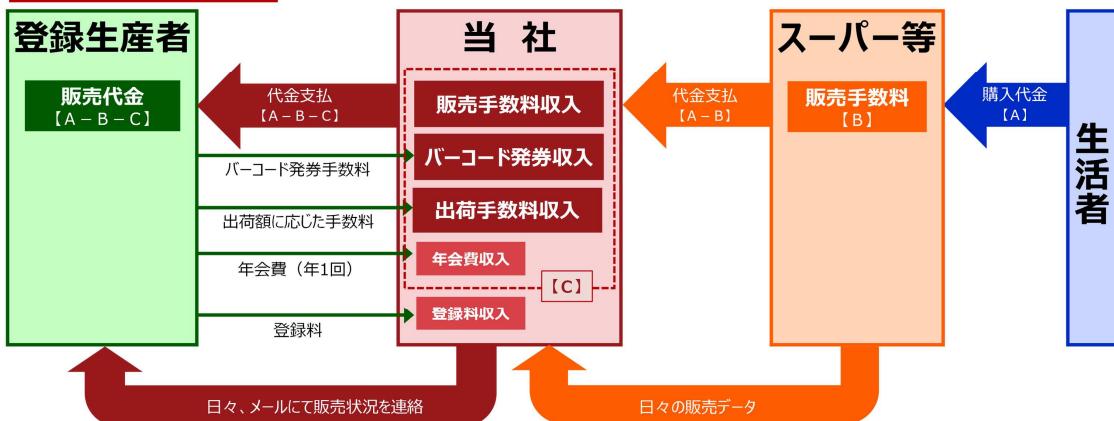
「委託販売システム」は、手数料が主な収益であり、手数料が売上高に計上されるので、「買取委託販売」や「卸販売」よりも利益率の高いビジネスモデルとなっております。

農産物の流れと手数料・情報の流れをまとめたフロー図は以下のとおりとなります。

農産物の流れ



手数料・情報の流れ



②買取委託販売

「買取委託販売」は、天候不順等で農産物の供給量が安定しない場合や、スーパー等からフェア実施等で一定の供給量の要望があった場合に、当社が登録生産者等から農産物を買い取り供給量を確保し、スーパー等で委託販売を行うことです。当社が在庫リスクを負うため、登録生産者等から買い取りする価格は、登録生産者等が市場に出荷する価格と同等かそれ以上となり、価格は当社が決定します。スーパー等と生活者が享受するメリットは、「委託販売システム」と変わりません。

当社は、当社が決定した販売価格からスーパー等の販売手数料を差し引いた金額を売上高に計上しておりますが、登録生産者等からの仕入高を売上原価に計上するため、利益率は「委託販売システム」より低くなります。

③卸販売

「卸販売」は、農産物を登録生産者等から買い取りしスーパー等へ販売を行う、通常の仕入販売になります。「買取委託販売」と同様に、仕入高と販売高がそれぞれ売上原価と売上高に計上されますが、スーパー等が在庫リスクを負うため、当社のスーパー等への販売価格はスーパー等が市場から買い取りしている価格と同等かそれ以下となり、利益率は「委託販売システム」や「買取委託販売」と比較すると低くなる傾向にあります。

当社のビジョンである、持続可能な農産業を実現するためには、生産者が経営意識を持つことが必要不可欠であると考えております、生産者が主体となって販売できる「委託販売システム」を積極的に進めてまいります。

農家の直売所事業における、集荷場数、スーパー等店舗数及び登録生産者数の推移は以下のとおりであります。

	第5期		第6期		第7期		第8期		第9期		第10期 第2四半期	
	平成23年8月期末	平成24年8月期末	平成24年8月期末	平成25年8月期末	平成26年8月期末	平成27年8月期末	平成28年2月末					
集荷場数	3	9	24	43	51	53						
スーパー等店舗数	36	68	154	324	471	570						
登録生産者数（人）	1,560	2,076	3,014	3,882	4,722	5,231						

※第5期は決算期変更により、平成23年8月1日から平成23年8月31日までの1ヶ月間となっており、

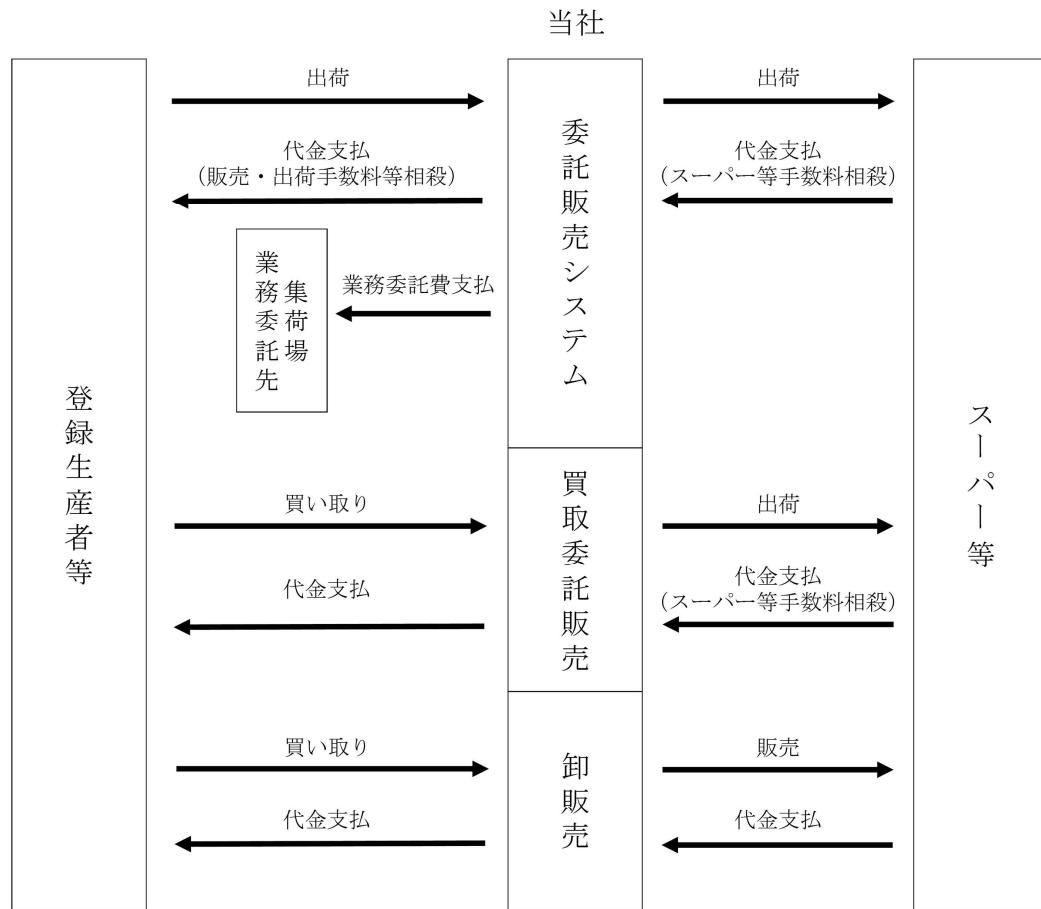
第4期（平成23年7月期末）の数値は割愛しております。

また、第10期第2四半期（平成28年2月末）における都道府県別のスーパー等店舗数、集荷場数及び登録生産者数は以下のとおりであります。

	スーパー等	集荷場	登録生産者数			スーパー等	集荷場	登録生産者数
1 大阪府	135	2	136	18 長崎県		4	—	27
2 埼玉県	100	2	178	19 滋賀県		2	1	45
3 東京都	91	1	1	20 宮城県		2	—	—
4 兵庫県	70	6	726	21 愛知県		2	—	—
5 神奈川県	42	2	260	22 宮崎県		—	3	51
6 千葉県	27	4	323	23 山梨県		—	2	137
7 長野県	15	2	237	24 奈良県		—	2	68
8 京都府	13	2	187	25 熊本県		—	2	25
9 三重県	11	—	—	26 茨城県		—	1	70
10 新潟県	10	2	129	27 沖縄県		—	1	3
11 広島県	10	3	97	28 愛媛県		—	—	503
12 鹿児島県	8	2	40	29 高知県		—	—	98
13 和歌山県	6	7	1,675	30 徳島県		—	—	19
14 山形県	6	3	81	31 岡山県		—	—	2
15 岐阜県	6	—	4	32 北海道		—	—	1
16 静岡県	5	2	43	33 福島県		—	—	1
17 栃木県	5	1	64	合計		570	53	5,231

事業の系統図は以下のとおりであります。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) 株式会社プレンティー	東京都品川区	115,000	・エンターテインメント 関連事業企画・販売 ・LEDレンタルシステムの 販売	被所有 46.3 [5.7]	・役員の兼任あり ・不動産賃借取引 あり

(注) 「議決権の所有割合又は被所有割合」欄の[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成28年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
44 (31)	32.1	2.1	3,030,768

セグメントの名称	従業員数（人）
農家の直売所事業	35 (31)
全社（共通）	9
合計	44 (31)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門等に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第9期事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和により、円安・株高が進行し、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、平成26年4月の消費税率引き上げ等の影響により、個人消費の回復は足踏み状態が続いております。

当社の主たる事業領域である食品業界においては、原子力発電所事故に伴う食品の放射能汚染問題のほか、中国産食品の安全性の問題や異物混入問題、食品偽装問題等、食の安全・安心に関する生活者の意識は引き続き高い状況にあります。

このような環境の下、当社は、農家の直売所事業に注力し、積極的にスーパー等と交渉及び導入を進め、平成27年8月31日時点で471店舗（前期末比+147店舗）まで拡大いたしました。特に、関東のスーパー等の拡大が進み、流通総額（スーパー等において最終消費者に購入いただいた最終販売価格の総計）や売上に貢献いたしました。また、登録生産者に対して相場情報やスーパー等の特売情報等を提供し、より多くの農産物を出荷していただけよう努めてまいりました。その結果、農家の直売所事業による流通総額は3,855,438千円（前期比34.7%増）となりました。また、スーパー等の農産物供給量確保のため、集荷場を全国的に開設し、集荷場は前年より8拠点増加し平成27年8月31日時点で51拠点（うち直営16、業務委託先35）、登録生産者は前年より840名増加し平成27年8月31日時点で4,722名と拡大いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は884,203千円（前期比2.9%増）、営業利益は44,652千円（前年同期は△29,019千円）、経常利益は44,947千円（前年同期は△23,250千円）、当期純利益は52,078千円（前年同期は△26,946千円）となりました。

なお、当社の事業は、単一のセグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりますが、スーパー等との契約等による取引別の売上高と売上総利益は、次のとおりであります。

（委託販売システム）

「委託販売システム」における売上高は662,266千円、売上総利益658,062千円（売上総利益率99.4%）となりました。

（買取委託販売）

「買取委託販売」における売上高は90,678千円、売上総利益21,631千円（売上総利益率23.9%）となりました。

（卸販売）

「卸販売」における売上高は131,258千円、売上総利益14,574千円（売上総利益率11.1%）となりました。

第10期第2四半期累計期間（自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日）

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、政府による景気対策や日銀の金融緩和策等の効果もあり、景気は緩やかな回復を続けております。しかしながら、世界経済の下振れリスクが見られるなど、景気の不透明感が懸念されております。

当社の主たる事業領域である食品業界においては、中国産食品の安全性の問題や異物混入問題、食品偽装問題等、食の安心・安全に関する生活者の意識は引き続き高い状況にあります。

このような環境の下、当社は、農家の直売所事業に注力し、積極的にスーパー等を交渉及び導入を進め、平成28年2月29日時点で570店舗（前期末比+99店舗）まで拡大いたしました。特に、登録生産者に対して相場情報やスーパー等の特売情報等を提供し、より多くの農産物を出荷していただけよう努めてまいりました。その結果、農家の直売所事業による流通総額は2,504,318千円となりました。拡大しているスーパー等への農産物供給量確保のため、集荷場を東北地区や東海地区にも開設し、集荷場は前期末より2拠点増加し平成28年2月29日時点で53拠点（うち直営17、業務委託先36）、登録生産者は前期末より509名増加し平成28年2月29日時点で5,231名と拡大いたしました。

以上の結果、当第2四半期累計期間における売上高は537,170千円、営業利益は81,842千円、経常利益は80,906千円、四半期純利益は51,090千円となりました。

なお、当社の事業は、単一のセグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりますが、スーパー等との契約等による取引別の売上高と売上総利益は、次のとおりであります。

（委託販売システム）

「委託販売システム」における売上高は444,456千円、売上総利益は442,361千円（売上総利益率99.5%）となりました。

(買取委託販売)

「買取委託販売」における売上高は55,624千円、売上総利益は12,295千円（売上総利益率22.1%）となりました。

(卸販売)

「卸販売」における売上高は37,089千円、売上総利益は8,230千円（売上総利益率22.2%）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

第9期事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）の残高は、前事業年度末に比べ24,943千円増加し、297,576千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は、15,002千円（前事業年度は33,821千円の収入）となりました。これは主に、税引前当期純利益44,947千円の計上、売上債権の減少55,635千円及び未払金の増加43,264千円等による資金の増加が、仕入債務の減少148,591千円等の資金の減少を上回ったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は、4,994千円（前事業年度は9,399千円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出2,674千円、無形固定資産の取得による支出2,361千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の増加は、14,935千円（前事業年度は9,540千円の支出）となりました。これは主に、長期借入れによる収入50,000千円、長期借入金の返済による支出35,065千円によるものであります。

第10期第2四半期累計期間（自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日）

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）の残高は、前事業年度末より34,509千円増加し、332,085千円となりました。当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は、35,847千円となりました。これは主に、税引前四半期純利益80,906千円、賞与引当金の減少8,027千円、仕入債務の減少10,829千円、未払金の減少17,405千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は、22,491千円となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出21,461千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の増加は、21,153千円となりました。これは主に、長期借入れによる収入132,000千円、長期借入金の返済による支出119,987千円等によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は受注による販売を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度及び当第2四半期累計期間の販売実績をスーパー等との契約等による取引別に示すと、次のとおりであります。なお、当社は農家の直売所事業の単一セグメントであるため、セグメント別の販売実績の記載を省略しております。

区分	第9期事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)	前年同期比 (%)	第10期第2四半期累計期間 (自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日)
委託販売システム (千円)	662, 266	—	444, 456
買取委託販売 (千円)	90, 678	—	55, 624
卸販売 (千円)	131, 258	—	37, 089
合計 (千円)	884, 203	102. 9	537, 170

- (注) 1. 当事業年度より、委託販売システム、買取委託販売及び卸販売の区分で管理を始めたため、前年同期比は記載しておりません。
 2. 最近2事業年度及び当第2四半期累計期間の主な取引先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、下記金額には、委託販売システムにおけるスーパー等での販売実績に応じた手数料を含めております。

取引先	第8期事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)		第9期事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)		第10期第2四半期累計期間 (自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社阪食	182, 659	21. 3	190, 088	21. 5	131, 221	24. 4
サミット株式会社	49, 966	5. 8	136, 623	15. 5	110, 910	20. 6
株式会社ダイエー	88, 392	10. 3	88, 004	10. 0	61, 005	11. 4

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社の対処すべき課題は以下のとおりです。

(1) 農家の直売所事業における新規委託販売先の獲得と既存委託販売先の取引拡大

当社は、農家の直売所事業において、特定の委託販売先に対する売上依存度が高い傾向にありますが、当社が継続的に成長・発展していくためには、既存委託販売先との取引の維持・拡大に努めるとともに、新規委託販売先の獲得が必要と考えております。

このため、営業体制の強化を図るとともに、委託販売先のニーズに合った農産物の供給等のサービスの強化も図つてまいります。

(2) 登録生産者へのサービスの拡充・新規登録生産者の獲得

当社は、登録生産者に対して、日々の売上情報や農産物ごとの相場情報等を提供しておりますが、今後、新規の生産者の確保や既存の生産者の離反を防ぐためにもさらなるサービスの拡充を図ってまいります。また、当社は、農家の直売所事業において、集荷場を開設し営業活動を行うことで、新規登録生産者を獲得しておりますが、今後、当社が継続的に成長・発展していくために、タブレット等を活用した方法により、新規登録生産者を獲得していく方針であります。

(3) 農産物の安全性

当社は、登録生産者等が持ち込む農産物の安全性については、登録生産者との間で、「農産物は、新鮮でかつ農薬安全使用基準を守って栽培されたもの（栽培履歴の明示ができるもの）であること」、「食品加工物についてはJAS法、食品衛生法等関連法規を守っていること」、「商標法等法令に抵触する商品でないこと、また、当社の事業理念や企業イメージに抵触する商品でないこと」といった規定を設けておりますが、スーパー等や生活者に、より「安心・安全」であることを訴求するために、今後さらなる農産物の安全管理の強化を図っていく方針であります。

(4) 海外展開

当社は、農家の直売所事業において、現在は日本国内でのみ展開しておりますが、少子高齢化の問題により、日本国内の市場は今後縮小していくものと予想されております。また一方で、「安心・安全」な日本産農産物の需要は海外でも高まっております。当社が継続的に成長・発展していくために、今後は海外へ事業の展開を検討してまいります。

(5) 経営管理体制の強化

当社では、コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化、災害対策及び事業継続計画等、経営管理体制の強化が重要であると考えております。

このため、社員教育、組織体制や規程の整備・見直し等を定期的に実施することにより、経営管理体制の強化に努めてまいります。

(6) 人材の確保と育成

当社は、事業の継続的な拡大のために、事業の規模や質に合わせた優秀な人材の確保、組織体制の整備及び従業員のモチベーションの維持・向上に努めていく方針であります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業、経営の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる事項を記載しております。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 当社の事業について

当社は、スーパー等に直売所コーナーを設置いただき、登録生産者に「委託販売システム」を提供することを中心とする事業としており、登録生産者の出荷額に応じた出荷手数料等とスーパー等での販売額に応じた販売手数料を主な収益源としております。

当社の事業拡大のためには、既に直売所コーナーを設置いただいているスーパー等の店舗数拡大や新規スーパー等の獲得が必要になります。また、店舗数拡大に伴い、農産物を出荷していただく登録生産者の拡大も合わせて必要になります。従いまして、スーパー等の導入店舗数の増加と登録生産者の増加が当社の事業拡大のための前提条件になります。これらの前提条件が順調に行われない場合、または、スーパー等の方針変更によっては、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 特定取引先への依存について

当社の農家の直売所事業のうち、平成27年8月期において、株式会社阪食における販売実績が全体の21.5%、サミット株式会社における販売実績が全体の15.5%及び株式会社ダイエーにおける販売実績が全体の10.0%となっており、特定取引先への依存度が高くなっています。当社の事業拡大のためには新規スーパー等の獲得が必要であり、この依存度は解消されていくと考えておりますが、順調に新規スーパー等の獲得が進まない場合、依然としてこの依存度が高い状態が継続する可能性があります。このため、これらの特定取引先の方針変更によっては、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社はスーパー等で農産物が販売された事実がある場合には、スーパー等から入金が無かった場合においても、登録生産者へ販売代金の支払いを行う方針であります。

(3) 食品の安全性について

当社は、登録生産者との間で、「農産物は、新鮮かつ農薬安全使用基準を守って栽培されたもの（栽培履歴の明示ができるもの）であること」、「食品加工物についてはJAS法、食品衛生法等関連法規を守っていること」、「商標法等法令に抵触する商品でないこと、また、当社の事業理念や企業イメージに抵触する商品でないこと」といった規定を設けております。

しかしながら、登録生産者による表示の偽装や虚偽の情報提供等が行われる可能性は否定できません。また、食品の放射能汚染問題については、その安全性に関する社会通念上の見解が未だ明確でないことに加えて、今後当該問題に関する何らかの法規制が設けられた場合、当該法規制が求める対応等が即時に実施できない可能性があります。このような事象が発生した場合、行政機関からの指摘又は処分並びに消費者からのクレーム又は損害賠償等が生じる可能性があり、ブランドイメージの悪化や対外信用力の低下等により当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 「委託販売システム」による農産物の販売について

当社の「委託販売システム」では、スーパー等に設置いただいている直売所コーナーの運営において、登録生産者がスーパー等で委託販売をする仕組みを提供している立場であり、原則として当社は売買の当事者とはなりません。

しかしながら、スーパー等の直売所コーナーで農産物を購入された消費者との間で何らかトラブルが発生した場合、当社が法的責任を問われる可能性があります。また、当社が法的責任を負わない場合においても、ブランドイメージの悪化等により当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 天候不順による影響について

当社の取り扱う農産物については、集荷場を業務提携先を含めた日本全国各地で運営することで産地を分散させ、特定地域の天候不順による収穫不能・品質劣化時も別産地から商品の供給ができる体制を取っております。しかしながら、想定以上に天候不順が長期化・広域化した場合、流通量の減少による欠品や品質劣化等の問題の発生により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 農産物相場の変動について

当社が取り扱う農産物については、極端な豊作や不作によって需要と供給のバランスが崩れると、相場が想定以上に変動する可能性があります。豊作により相場が下落すると、物流効率が悪化し営業利益率を悪化させ、不作によって相場が上昇すると、当社の「委託販売システム」を通さず、農産物市場で販売する登録生産者が増えることで、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 季節変動について

当社は、初夏の5月から7月、初秋の10月から11月にかけて、果物等の収益性の高い商品の収穫期に該当することや農産物の収穫高自体が多くなることにより、売上高や利益が増加する傾向にあります。このため、当該時期の業績如何によっては、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) システム障害について

当社が運営する集荷場で発券するスーパー等のバーコード発券システムは、通信ネットワークに全面的に依存しており、自然災害や事故等によって通信ネットワークが切断された場合や、その他予測不可能な様々な要因によってシステムがダウンした場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、システム開発や保守については外部委託しておりますが、運営会社のサービスの低下、自然災害の発生によるサーバーのダウン等によりインターネットへの接続及びシステムの稼働がスムーズに行えない状態になった場合においても当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 個人情報管理に関するリスクについて

当社は、登録生産者の個人情報を保有しております。個人情報漏洩による企業経営・信用への影響を十分に認識し、個人情報保護規程の整備、アクセス制限、社員への周知徹底など、個人情報の管理体制の整備を行っておりますが、万が一、個人情報が漏洩した場合は、損害賠償費用の発生、社会的信用の失墜などにより、当社の経営成績や財務状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 売上高計上基準について

当社は、農家の直売所事業の「委託販売システム」を積極的に拡大していく方針ではありますが、スーパー等との契約によっては、「委託販売システム」での取引ではなく、「卸販売」での取引になる可能性があります。「委託販売システム」では売上高の計上を受領する手数料としておりますが、「卸販売」ではスーパー等への販売高を売上高として計上しております。また、「委託販売システム」は手数料を売上高として計上していることから仕入計上ではなく、「卸販売」では仕入高を売上原価として計上しております。「委託販売システム」での契約を見込んでいたスーパー等との取引が「卸販売」での取引となった場合、計上基準の違いで売上高が増加し、売上総利益率が低下する恐れがあります。

(11) 代表者への依存について

当社の設立者であり、事業の推進者である代表取締役社長及川智正は、過去に就農経験や農産物の販売経験を有し、経営方針や経営戦略等、当社の事業活動全般において重要な役割を果たしており、同氏に対する当社の依存度は高くなっています。

そのため、同氏に過度に依存しない経営体制を構築すべく、他の取締役や従業員への権限委譲等を進めておりますが、何らかの理由により同氏の業務遂行が困難となった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 人材の確保と育成について

当社が実施するサービスにおいては、優秀な人材の確保と教育体制の充実による継続的な人材育成が必要不可欠であると認識しております。このため、事業の拡大に見合った人員の確保・育成ができなければ事業の拡大が進まない可能性があります。さらに、その場合、提供サービスの質が低下し、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性もあります。

また、人材の確保・育成が順調に進んだとしても、その人材が外部流出することにより、人的戦力の低下、ノウハウの流出、知的財産その他の機密情報も流出する可能性があります。当社では、人材の流出を防ぐための施策として、透明性の高い人事考課の徹底、従業員持株会制度を導入しております。ただし、これらの施策が効果的に機能する保証はなく、今後人材流出が進んだ場合、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 配当政策について

当社は、剰余金の配当につきましては、内部留保とのバランスを保ちながら、収益の増加に連動した配当を行うことを基本方針としております。

しかしながら、現時点では配当を実施しておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。

(14) 資金使途について

今回計画している公募増資による資金調達の使途につきましては、登録生産者に対する利便性向上及び拡大を目的とした販売管理システムの改修に係る設備投資資金、今後の業容拡大に対応することを目的とした人材採用資金及び人件費、登録生産者の増加への対応を目的としたサーバーシステムの増強資金、東京営業所の移転資金及び今後開設予定の営業拠点開設資金に充当する予定であります。しかし、当初の計画に沿って資金を使用した場合においても、想定通りの投資効果が上げられない可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、必要と思われる見積もりは合理的な基準に基づいて実施しております。

(2) 経営成績

第9期事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

①売上高

当事業年度における売上高は884,203千円（前事業年度比2.9%増）となりました。その主な内訳は、本書「第2事業の状況 1 業績等の概要（1）業績」に記載のとおりであります。

②売上原価・売上総利益

売上原価は189,935千円（同52.4%減）となりました。主な内訳は、選択と集中により、卸販売を縮小したことによるものであります。その結果、売上総利益は694,267千円（同50.9%増）となりました。

③販売費及び一般管理費・営業利益

販売費及び一般管理費は、649,614千円（同32.8%増）となりました。主な内訳は、物流費143,515千円、業務委託費136,546千円、給料及び手当124,913千円であります。これらにより、営業利益は44,652千円となりました。

④営業外損益・経常利益

営業外収益は、4,422千円となりました。主な内訳は、補助金収入2,000千円、受取賃貸料1,773千円であります。営業外費用は、4,127千円となりました。主な内訳は、支払利息2,494千円と賃貸費用1,507千円であります。これらにより、経常利益は44,947千円となりました。

⑤当期純利益

法人税、住民税及び事業税は802千円、法人税等調整額は△7,932千円であります。これらにより、当期純利益は52,078千円となりました。

第10期第2四半期累計期間（自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日）

①売上高

当第2四半期累計期間における売上高は537,170千円となりました。その主な内訳は、本書「第2 事業の状況 1 業績等の概要（1）業績」に記載のとおりであります。

②売上原価・売上総利益

当第2四半期累計期間における売上原価は74,283千円となりました。その結果、売上総利益は462,887千円となりました。

③販売費及び一般管理費・営業利益

当第2四半期累計期間における販売費及び一般管理費は381,045千円となりました。その結果、営業利益は81,842千円となりました。

④営業外損益・経常利益

当第2四半期累計期間における営業外収益は1,381千円、営業外費用は2,317千円となりました。これらにより、経常利益は80,906千円となりました。

⑤四半期純利益

当第2四半期累計期間における法人税、住民税及び事業税は25,062千円、法人税等調整額は4,752千円となりました。これらにより、四半期純利益は51,090千円となりました。

(3) 財政状態

第9期事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

①資産の部

当事業年度末における資産の残高は、前事業年度末と比べて25,574千円減少し、549,432千円（前事業年度末比4.4%減）となりました。内訳としては、流動資産が534,125千円（同4.1%減）、固定資産が15,306千円（同15.7%減）となりました。

流動資産の主な減少要因は、現金及び預金が24,943千円増加したものの、売掛金が55,635千円減少したことによるものです。

固定資産の主な減少要因は、有形固定資産が2,844千円減少したことによるものです。

②負債の部

当事業年度末における負債の残高は、前事業年度末と比べて77,652千円減少し、495,565千円（同13.5%減）となりました。内訳としては、流動負債が413,414千円（同17.2%減）、固定負債が82,151千円（同10.8%増）となりました。

流動負債の主な減少要因は、未払金が42,425千円増加したものの、買掛金が148,591千円減少したことによるものです。

固定負債の主な増加要因は、長期借入金が7,999千円増加したことによるものです。

③純資産の部

当事業年度末における純資産の残高は、前事業年度末と比べて52,078千円増加し、53,866千円（同2,911.5%増）となりました。その主な増加要因は、当期純利益が52,078千円あり、利益剰余金が52,078千円増加したことによるものです。

第10期第2四半期累計期間（自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日）

①資産の部

当第2四半期会計期間末における資産の残高は、前事業年度末と比べて55,825千円増加し、605,258千円となりました。内訳としては、流動資産が前事業年度末と比べて34,132千円増加し568,258千円となり、固定資産が前事業年度末と比べて21,692千円増加し36,999千円となりました。

流動資産の主な増加要因は、現金及び預金が34,509千円増加したことによるものです。

固定資産の主な増加要因は、無形固定資産が23,766千円増加したことによるものです。

②負債の部

当第2四半期会計期間末における負債の残高は、前事業年度末と比べて4,734千円増加し、500,300千円となりました。内訳としては、流動負債が前事業年度末と比べて15,677千円減少し397,737千円、固定負債が前事業年度末と比べて20,412千円増加し102,563千円となりました。

流動負債の主な減少要因は、未払法人税等が24,254千円増加しましたが、買掛金が10,829千円減少、未払金が15,595千円減少、及び1年内返済予定の長期借入金が8,399千円減少したことによるものです。

固定負債の主な増加要因は、長期借入金が20,412千円増加したことによるものです。

③純資産の部

当第2四半期会計期間末における純資産の残高は、前事業年度末と比べて51,090千円増加し、104,957千円となりました。その主な増加要因は、四半期純利益が51,090千円あり、利益剰余金が51,090千円増加したことによるものです。

（4）キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの状況については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 （2）キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

（5）経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に影響を与える要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

（6）経営者の問題認識と今後の方針について

当社が今後も持続的に成長していくためには、経営者は「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」及び「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載の様々な課題に対応していくことが必要であると認識しております。それらの課題に対応するために、経営者は常に外部環境の構造や変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を確認し、その間の課題を認識すると同時に最適な解決策を実施していく方針であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第9期事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

当事業年度における設備投資の総額は3,555千円であり、主なものは、売上管理システムの強化開発、管理業務システムの機能追加、営業用車両の購入及び業務用パソコンの購入であります。

なお、当社は、農家の直売所事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第10期第2四半期累計期間（自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日）

重要な設備の新設、除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

平成27年8月31日現在における主要な設備の状況は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額		従業員数 (人)
			ソフトウエア (千円)	合計 (千円)	
本社 (和歌山県和歌山市)	農家の直売所事業	販売管理システム	5,618	5,618	7

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 上記の他、主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	従業員数 (人)	土地面積 (m ²)	年間賃借料 (千円)
本社 (和歌山県和歌山市)	農家の直売所事業	本社事務所（賃借）	7	118.39	1,725

3 【設備の新設、除却等の計画】（平成28年3月31日現在）

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後 の 増加 能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (和歌山県和歌山市)	農家の直 売所事業	ソフトウエ アの開発	40,000	—	増資資金	平成28年9月	平成29年8月	—
本社 (和歌山県和歌山市)	農家の直 売所事業	ソフトウエ アの開発	80,000	—	増資資金	平成29年9月	平成30年8月	—

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 平成29年8月期及び平成30年8月期における投資予定金額であります。

3. 「完成後の増加能力」については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な改修

特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,080,000
計	7,080,000

(注) 平成28年2月1日開催の取締役会決議により、平成28年2月26日付で1株を100株に株式分割いたしました。これに伴い、定款変更が行われ、発行可能株式総数は、6,880,000株増加し、7,080,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,770,000	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株あります。
計	1,770,000	—	—

(注) 1. 平成28年2月1日開催の取締役会決議により、平成28年2月26日付で1株を100株に株式分割いたしました。これにより、株式数は1,752,300株増加し、発行済株式総数は1,770,000株となっております。
2. 平成28年2月26日開催の臨時株主総会決議により、平成28年2月26日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成22年11月25日 (注) 1	68	168	10,000	15,000	—	—
平成25年8月22日 (注) 2	9	177	27,000	42,000	27,000	27,000
平成27年8月21日 (注) 3	17,523	17,700	—	42,000	—	27,000
平成28年2月26日 (注) 3	1,752,300	1,770,000	—	42,000	—	27,000

(注) 1. 有償第三者割当

発行価格 147,058.82円

資本組入額 147,058.82円

割当先 アグリラボ株式会社

2. 有償第三者割当

発行価格 6,000,000円

資本組入額 3,000,000円

割当先 東果大阪株式会社、株式会社プラス、三菱UFJキャピタル4号投資事業有限責任組合、紀陽リース・キャピタル株式会社

3. 株式分割（1：100）によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	4	—	—	8	12	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	9,000	—	—	8,700	17,700	—
所有株式数の割 合（%）	—	—	—	50.85	—	—	49.15	100	—

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,770,000	17,700	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,770,000	—	—
総株主の議決権	—	17,700	—

②【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題と認識しておりますが、配当政策については企業体質の強化と将来の事業展開のための内部留保の充実を図るとともに、業績に応じた配当を継続的に行うことを基本方針としております。しかしながら、当社は現在成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図るべく、配当を実施しておりません。

当社は将来的に、剰余金の配当を行う方針としておりますが、実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であり、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当社は、取締役会の決議により毎年2月末日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性7名、女性0名（役員のうち女性の比率は0.0%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 社長		及川 智正	昭和50年1月2日生	平成9年4月 株式会社巴商会入社 平成18年4月 エフ・アグリシステム株式会社入社 平成19年10月 当社設立 代表取締役就任（現任）	(注2)	370,000
取締役 副社長		堀内 寛	昭和48年2月20日生	平成10年4月 住友商事株式会社入社 平成19年6月 ハーツリンク株式会社設立 代表取締役就任 平成22年1月 株式会社プレンティー入社 平成24年3月 当社取締役就任 平成28年2月 当社取締役副社長就任（現任）	(注2)	330,000
取締役	管理部長	松尾 義清	昭和50年12月24日生	平成10年4月 三菱電機株式会社入社 平成15年4月 HOYA株式会社入社 平成16年10月 株式会社セルシングナルズ入社 平成20年4月 株式会社アプレシオ入社 平成20年12月 株式会社アプレシオ取締役就任 平成21年12月 株式会社JIMOS入社 平成25年8月 当社取締役就任（現任）	(注2)	13,000
取締役	経営企画室長	坂本 大輔	昭和53年5月17日生	平成14年4月 株式会社大塚商会入社 平成19年1月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所 平成23年4月 公認会計士登録 平成26年1月 当社入社 経営企画室長（現任） 平成26年11月 当社取締役就任（現任）	(注2)	13,000
常勤監査役		清野 芳昭	昭和23年3月29日生	昭和46年4月 大和証券株式会社（現：株式会社大和証券グループ本社）入社 平成9年4月 同社 企業第二部長 平成13年2月 クレディ スイス ファースト ボストン証券会社東京支店（現 クレディスイス証券株式会社）入社 投資銀行本部ディレクター 平成16年5月 みずほ証券株式会社入社 平成17年5月 同社企業金融第4部長 平成19年4月 同社投資銀行第14部長 平成20年8月 株式会社サクセスネットワークス（現 株式会社バタフライ）入社 監査役 平成27年6月 当社監査役就任（現任）	(注3)	4,000
監査役		後藤 弘之	昭和42年4月24日生	昭和61年4月 日本電気株式会社入社 昭和62年4月 株式会社プレステージジャパングループ入社 平成5年4月 株式会社ホロンフィールド入社 平成7年4月 株式会社メディウス入社 平成12年1月 株式会社プレンティー入社 平成18年11月 株式会社プレンティー監査役就任（現任） 平成24年3月 当社監査役就任（現任）	(注3)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		藤本 幸弘	昭和36年10月20日生	平成元年 4月 弁護士登録 樹田江尻法律事務所 (現：西村あさひ法律事務所) 入所 平成 5年 9月 米国シドリー・オースティン法律事務所入所 平成 6年 1月 米国ニューヨーク州弁護士登録 平成 9年 1月 あさひ法律事務所（現：西村あさひ法律事務所）パートナー 平成22年12月 M&Aキャピタルパートナーズ株式会社監査役（現任） 平成25年 1月 シティユーワ法律事務所パートナー（現任） 平成26年11月 当社監査役就任（現任）	(注3)	—
計						730,000

(注) 1. 監査役清野芳昭及び藤本幸弘は、社外監査役であります。

2. 平成28年2月26日開催の臨時株主総会終結のときから、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
3. 平成28年2月26日開催の臨時株主総会終結のときから、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、「持続可能な農産業を実現し、生活者を豊かにする」をビジョンに掲げ、日本から世界から農業がなくならない仕組みを構築することを目的としております。

当社が長期的な競争力を維持し更なる向上を図るために、コーポレート・ガバナンスの強化と充実が経営の重要な課題と認識しております。株主をはじめ、当社の企業活動を支える全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たしつつ、効率経営を推進し、高収益体质を目指して企業価値の増大に努めてまいります。

①企業統治の体制

イ. 会社の機関の基本説明

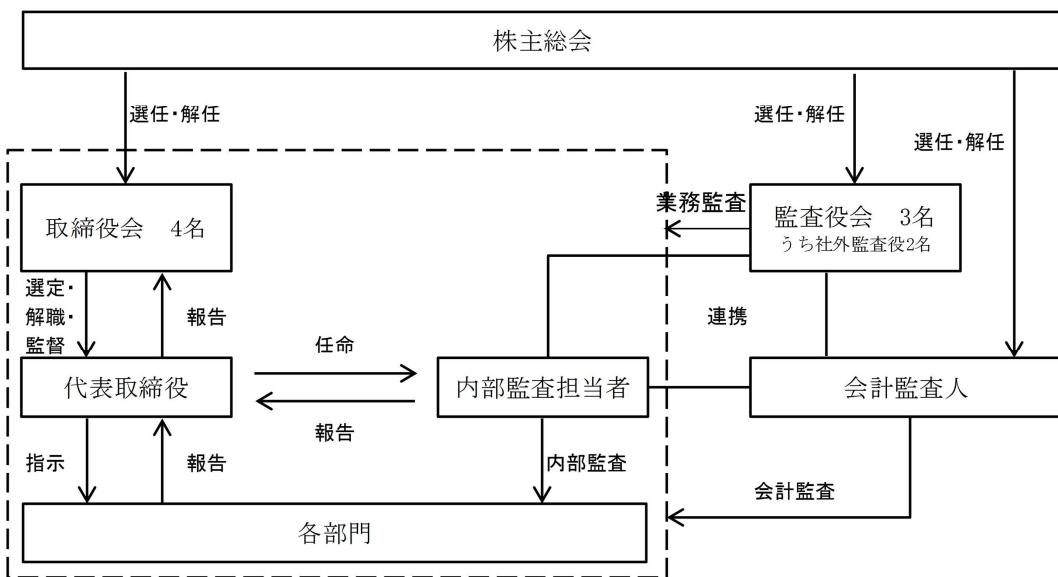
当社は、会社機関として、取締役会及び監査役会を設置しております。取締役会は取締役の業務執行の監督及び監視を行うだけでなく当社経営における最高の意思決定機関でもあります。監査役会は取締役の職務執行の監査を行う体制となっております。

取締役会は、取締役4名で構成されており、毎月1回の定例取締役会並びに必要に応じて開催される臨時取締役会において業績・財政状態などの報告及び経営に関する重要事項を決定しております。

監査役会は、常勤監査役1名（社外監査役）と非常勤監査役2名（うち1名は社外監査役）で構成されております。監査役は取締役会に出席し、取締役の職務執行について経営の適法性・適正性の観点から監査しております。また、監査役は、監査方針の決定、内部監査担当者及び会計監査人からの意見聴取、取締役等からの営業報告の聴取等を行い、その監査結果について意見を交換し、監査の実効性を高めております。

ロ. コーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンスの状況を図示すると以下のとおりであります。



ハ. 企業統治の体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社として、取締役による的確かつ機動的な意思決定を行うとともに、監査役による中立的な監査のもと経営の公正性と透明性を確立することにより、効率的な経営システムと経営監視機能が十分機能する体制が整備されているものと判断し現在の体制を採用しております。

二. 内部統制システムの整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。内部統制システムの概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は企業が継続、発展していくためには、全ての取締役・従業員が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観を持って行動することが必要不可欠であると認識しており、コンプライアンスに関する継続的な教育・普及活動を行います。

- (1) 取締役は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努めます。
- (2) 取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を適切かつ迅速に取締役会に報告します。
- (3) 取締役会は、取締役会規程、業務分掌規程、組織規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役・従業員は定められた規程に従い、業務を執行します。
- (4) 定期的に実施する内部監査では、法令、定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題点の有無について監査するとともに、その結果を代表取締役に速やかに報告する体制を構築します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る取締役会議事録その他重要な会議の議事録、契約書、稟議書等の情報については、文書管理規程等の規程に基づき、文書又は電磁的記録文書として記録し安全かつ適正に保管及び管理します。また、取締役及び監査役は常時これらの文書を閲覧できるものとします。

3. 損失の危険の管理に対する規程その他の体制

当社は、事業活動上の重大な危険、損害の恐れやリスクについては、リスクマネジメント規程に基づく対応によって、リスクの発生に関する未然防止や、リスクが発生した際は取締役会において、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限に留める体制を整えます。

また、外部機関を活用した与信管理や、外部の総合法律事務所と顧問契約を結び、重要な法律問題につき適時アドバイスを受けることにより、法的リスクの軽減に努めます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程により定められた事項及び職務権限表に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行います。また、取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行います。

日常の職務執行については、業務分掌規程及び組織規程等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築します。

5. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助すべき従業人を配置します。

6. 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項及び前号の従業員に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役の求めにより監査役補助者として従業員を配置した場合の当該従業員の補助すべき期間中における指揮命令権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとします。また、当該期間中における人事異動、人事評価、懲戒処分等については、当該従業員の独立性を確保するため、監査役の事前の同意を得ます。

7. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに前号の報告をした者が当該報告をしたこと理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査役は取締役会のほか、必要に応じて重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は従業員にその説明を求めることができる体制を構築します。
- (2) 取締役及び従業員は、取締役会において担当する業務執行に関して重大な法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告します。
- (3) 前二号の説明又は報告をした者に対し、いかなる不利な取扱いもしてはならず、また、報告を受けた監査役は、報告者の氏名及び情報等を秘匿します。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求め、又は調査、鑑定その他の事務を委託するなどし、所要の費用の前払い又は支出した費用の償還を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができないものとします。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う体制とします。
- (2) 監査役は、必要に応じて、会計監査人及び内部監査人と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の効率性及び実効性が確保できる体制としています。

ホ. リスク管理体制の整備の状況

当社は、持続的な成長を確保するためリスクマネジメント規程を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。なお、主管部署は管理部であり、各部門との情報共有を行うことや、弁護士及び社会保険労務士等の外部専門家と顧問契約を締結しており、適宜必要な助言を受けられる体制を整備しております、リスクの早期発見と未然防止に努めております。

ヘ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役藤本幸弘は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に發揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

②内部監査及び監査役監査の状況

(内部監査)

当社の内部監査は、内部監査担当者2名が担当しております。内部監査は、事業の適正性を検証し、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、内部監査規程に基づき社長の承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を書面にて社長へ報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘を行い、改善状況について、後日フォローアップし確認しております。また、内部監査担当者は、監査役会及び会計監査人と定期的に協議し、必要な情報の交換を行い、それぞれの相互連携を図っております。

(監査役監査)

当社の監査役会は、監査役3名（うち、社外監査役2名）により構成され、うち1名を常勤監査役として選任しております。各監査役は、定められた業務分担に基づき監査を行い、取締役会等重要な会議への出席のほか、取締役等から直接業務執行について聴取、重要な決議資料等の閲覧等を行っております。また、原則として月1回開催される監査役会において情報共有を図っております。さらに、内部監査担当者及び会計監査人と連携し、監査の実効性の向上を図っております。

(内部監査担当者、監査役及び会計監査人との相互連携)

内部監査担当者と監査役は日々情報交換を行える体制にあり、内部監査の実施状況について協議を行っております。また、内部監査担当者、監査役及び会計監査人は定期的に協議を行っており、監査結果や監査計画等について適宜意見交換を行うことにより相互連携を図っております。

③会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

当社の財務書類について7年超にわたり連続して監査関連業務を行っている公認会計士はおりません。

当事業年度において会計監査を受けた公認会計士の氏名等は以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 吉村 孝郎
指定有限責任社員 淡島 國和

・監査業務における補助者の構成

公認会計士 2名
その他 5名

④社外取締役及び社外監査役との関係

本書提出日現在、当社の社外監査役は2名であり、社外取締役の選任はありません。

社外監査役である清野芳昭は、金融機関における長年の経験があり、財務等に関する豊富な知見を有しております。なお、同氏は当社株式を4,000株保有しておりますが、当社との人的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。

社外監査役である藤本幸弘は、弁護士として培われた高度な人格と専門的な法律知識を有しております。なお、同氏はM&Aキャピタルパートナーズ株式会社の監査役及びシティユーワ法律事務所のパートナーであります。また、同氏は当社との人的関係、資本的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。

また、社外監査役は取締役会に出席し、専門的な知識・経験等の見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための監査を行っております。社外監査役と内部監査担当者と会計監査人は、それぞれの監査計画、監査結果を報告・共有し、情報交換を行っております。また、会計監査人による会計監査及び内部統制評価の報告等を通じて情報共有を行い、監査の有効性と効率性の向上を図っております。

現在、当社において社外取締役の就任はありませんが、社外監査役が2名就任し、それぞれが独立した立場での役割を果たし、社外監査役による経営の監視、監督は十分に機能しているものと考えております。また、当社は社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

⑤役員報酬の内容

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	37,296	37,296	—	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	1
社外役員	6,300	6,300	—	—	—	2

ロ. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ. 役員の報酬等の決定に関する事項

当社の役員報酬については、株主総会決議により、取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、取締役会の決議により決定しております。各監査役の報酬額については、監査役会の決議により決定し、取締役会へ報告を行っております。

⑥株式の保有状況

該当事項はありません。

⑦定款で定めた取締役の定数

当社の取締役の定数は、10名以内とする旨を定款で定めております。

⑧取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑨株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めており

ます。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑩中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年2月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑪自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策を可能とすることを目的とするものであります。

⑫取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に發揮できるようにするために、会社法第426条第1項に基づき、取締役会の決議をもって、取締役及び監査役（取締役及び監査役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

⑬支配株主との取引を行う際における少数株主の保護についての方策

当社の親会社である株式会社ブレンティーは支配株主に該当しておりますが、当社は少数株主保護のために以下の施策を講じております。

当社と支配株主との間に取引が発生する場合においては、通常の一般取引と同等の条件や市場価格を参考としてその妥当性を検証するとともに、社外監査役も参画する取締役会において十分に審議した上で承認することとしており、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
4,000	—	7,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬については、当社の規模及び事業の特性、監査報酬の見積り内容（監査業務に係る人数や日数等）を確認したうえで決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成25年9月1日から平成26年8月31日まで）及び当事業年度（平成26年9月1日から平成27年8月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成27年12月1日から平成28年2月29日まで）及び第2四半期累計期間（平成27年9月1日から平成28年2月29日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 貢献度を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表を適正に作成できる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナーへの参加や会計専門誌の定期購読等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年8月31日)	当事業年度 (平成27年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	272,632	297,576
売掛金	286,206	230,570
商品	720	139
貯蔵品	837	9
前払費用	3,802	3,832
繰延税金資産	—	7,932
その他	741	8
貸倒引当金	△8,090	△5,943
流動資産合計	<u>556,850</u>	<u>534,125</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	3,148	3,148
減価償却累計額	△1,112	△1,541
建物附属設備（純額）	<u>2,036</u>	<u>1,607</u>
構築物	953	953
減価償却累計額	△593	△703
構築物（純額）	<u>359</u>	<u>249</u>
車両運搬具	9,003	8,758
減価償却累計額	△7,062	△7,135
車両運搬具（純額）	<u>1,940</u>	<u>1,622</u>
工具、器具及び備品	12,804	13,939
減価償却累計額	△7,866	△10,988
工具、器具及び備品（純額）	<u>4,937</u>	<u>2,950</u>
有形固定資産合計	<u>9,274</u>	<u>6,429</u>
無形固定資産		
ソフトウエア	5,916	5,618
無形固定資産合計	<u>5,916</u>	<u>5,618</u>
投資その他の資産		
長期前払費用	668	1,009
その他	2,296	2,249
投資その他の資産合計	<u>2,965</u>	<u>3,258</u>
固定資産合計	<u>18,156</u>	<u>15,306</u>
資産合計	575,007	549,432

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年8月31日)	当事業年度 (平成27年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	416,578	267,987
1年内返済予定の長期借入金	30,900	37,836
未払金	35,938	78,364
未払費用	29	2,005
未払法人税等	802	802
前受金	337	321
預り金	5,084	3,191
賞与引当金	—	8,027
その他	9,395	14,878
流動負債合計	<hr/> 499,066	<hr/> 413,414
固定負債		
長期借入金	74,152	82,151
固定負債合計	<hr/> 74,152	<hr/> 82,151
負債合計	<hr/> 573,218	<hr/> 495,565
純資産の部		
株主資本		
資本金	42,000	42,000
資本剰余金		
資本準備金	27,000	27,000
資本剰余金合計	<hr/> 27,000	<hr/> 27,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△67,211	△15,133
利益剰余金合計	<hr/> △67,211	<hr/> △15,133
株主資本合計	<hr/> 1,788	<hr/> 53,866
純資産合計	<hr/> 1,788	<hr/> 53,866
負債純資産合計	<hr/> 575,007	<hr/> 549,432

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(平成28年2月29日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	332,085
売掛金	229,272
前払費用	8,143
その他	4,213
貸倒引当金	△5,457
流動資産合計	568,258

固定資産

有形固定資産	5,185
無形固定資産	29,384
投資その他の資産	2,429
固定資産合計	36,999

資産合計

負債の部

流動負債

買掛金	257,158
短期借入金	9,140
1年内返済予定の長期借入金	29,436
未払金	62,768
未払法人税等	25,057
その他	14,176
流動負債合計	397,737

固定負債

長期借入金	102,563
固定負債合計	102,563

負債合計

純資産の部

株主資本

資本金	42,000
資本剰余金	27,000
利益剰余金	35,957
株主資本合計	104,957

純資産合計

負債純資産合計

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	当事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
売上高	858,947	884,203
売上原価		
商品期首たな卸高	—	720
当期商品仕入高	399,540	189,353
合計	<u>399,540</u>	<u>190,074</u>
商品期末たな卸高	720	139
売上原価	398,819	189,935
売上総利益	460,127	694,267
販売費及び一般管理費	※1 489,147	※1 649,614
営業利益又は営業損失（△）	<u>△29,019</u>	<u>44,652</u>
営業外収益		
受取利息	31	41
受取賃貸料	1,791	1,773
受取補償金	4,907	—
補助金収入	3,000	2,000
その他	94	607
営業外収益合計	<u>9,824</u>	<u>4,422</u>
営業外費用		
支払利息	2,257	2,494
賃貸費用	1,534	1,507
その他	263	125
営業外費用合計	<u>4,055</u>	<u>4,127</u>
経常利益又は経常損失（△）	<u>△23,250</u>	<u>44,947</u>
特別損失		
固定資産売却損	※2 153	—
固定資産除却損	※3 2,739	—
特別損失合計	<u>2,893</u>	<u>—</u>
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	<u>△26,143</u>	<u>44,947</u>
法人税、住民税及び事業税	802	802
法人税等調整額	—	△7,932
法人税等合計	802	△7,130
当期純利益又は当期純損失（△）	<u>△26,946</u>	<u>52,078</u>

【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間
(自 平成27年9月1日
至 平成28年2月29日)

売上高	537,170
売上原価	74,283
売上総利益	462,887
販売費及び一般管理費	※ 381,045
営業利益	81,842
営業外収益	
受取賃料	886
助成金収入	450
その他	44
営業外収益合計	1,381
営業外費用	
支払利息	1,562
賃貸費用	755
営業外費用合計	2,317
経常利益	80,906
税引前四半期純利益	80,906
法人税、住民税及び事業税	25,062
法人税等調整額	4,752
法人税等合計	29,815
四半期純利益	51,090

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金				
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	42,000	27,000	27,000	△40,264	△40,264	28,735	28,735
当期変動額							
当期純損失(△)	—	—	—	△26,946	△26,946	△26,946	△26,946
当期変動額合計	—	—	—	△26,946	△26,946	△26,946	△26,946
当期末残高	42,000	27,000	27,000	△67,211	△67,211	1,788	1,788

当事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金				
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	42,000	27,000	27,000	△67,211	△67,211	1,788	1,788
当期変動額							
当期純利益	—	—	—	52,078	52,078	52,078	52,078
当期変動額合計	—	—	—	52,078	52,078	52,078	52,078
当期末残高	42,000	27,000	27,000	△15,133	△15,133	53,866	53,866

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	当事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△26,143	44,947
減価償却費	7,332	6,697
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△7,130	△2,147
賞与引当金の増減額（△は減少）	—	8,027
受取利息	△31	△41
支払利息	2,257	2,494
有形固定資産売却損益（△は益）	153	—
有形固定資産除却損	2,739	—
売上債権の増減額（△は増加）	△101,105	55,635
たな卸資産の増減額（△は増加）	△1,558	1,409
仕入債務の増減額（△は減少）	141,213	△148,591
未払金の増減額（△は減少）	10,985	43,264
未払費用の増減額（△は減少）	—	2,005
その他	7,582	5,046
小計	<u>36,295</u>	<u>18,750</u>
利息の受取額	31	41
利息の支払額	△1,975	△2,984
法人税等の支払額	△530	△804
営業活動によるキャッシュ・フロー	33,821	15,002
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△4,702	△2,674
有形固定資産の売却による収入	10	—
無形固定資産の取得による支出	△4,208	△2,361
敷金及び保証金の差入による支出	△613	△63
敷金及び保証金の回収による収入	114	105
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,399	△4,994
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	20,000	50,000
長期借入金の返済による支出	△29,540	△35,065
財務活動によるキャッシュ・フロー	△9,540	14,935
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	14,882	24,943
現金及び現金同等物の期首残高	257,749	272,632
現金及び現金同等物の期末残高	※ 272,632	※ 297,576

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間
 (自 平成27年9月1日
 至 平成28年2月29日)

営業活動によるキャッシュ・フロー

税引前四半期純利益	80,906
減価償却費	3,038
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△486
賞与引当金の増減額（△は減少）	△8,027
受取利息	△35
支払利息	1,562
売上債権の増減額（△は増加）	1,297
たな卸資産の増減額（△は増加）	△10
仕入債務の増減額（△は減少）	△10,829
未払金の増減額（△は減少）	△17,405
未払費用の増減額（△は減少）	△1,875
その他	△10,589
小計	37,543
利息の受取額	35
利息の支払額	△932
法人税等の支払額	△799
営業活動によるキャッシュ・フロー	35,847
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△850
無形固定資産の取得による支出	△21,461
敷金及び保証金の差入による支出	△180
投資活動によるキャッシュ・フロー	△22,491
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	15,600
短期借入金の返済による支出	△6,460
長期借入れによる収入	132,000
長期借入金の返済による支出	△119,987
財務活動によるキャッシュ・フロー	21,153
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	34,509
現金及び現金同等物の期首残高	297,576
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 332,085

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	3～15年
構築物	7～10年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	5～8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び簡易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

構築物 7～10年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 5～8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び簡易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）
該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）
該当事項はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）
該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）
該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）
該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

前事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）
該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度47%、当事業年度50%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度53%、当事業年度50%であります。
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	当事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
物流費	114,493千円	143,515千円
業務委託費	69,115	136,546
給料及び手当	115,638	124,913
貸倒り引当金繰入額	△653	△2,147
賞与引当金繰入額	—	8,027
減価償却費	7,332	6,697

※2 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	当事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
車両運搬具	153千円	一千円
計	153	—

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	当事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
建物附属設備	2,739千円	一千円
計	2,739	—

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	177	—	—	177
合計	177	—	—	177

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式（注）	177	17,523	—	17,700
合計	177	17,523	—	17,700

(注) 普通株式の増加は、平成27年8月21日付で株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行ったことによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	当事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
現金及び預金勘定	272,632千円	297,576千円
現金及び現金同等物	272,632	297,576

(リース取引関係)

前事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

前事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして必要な資金（主に銀行借入や増資）を調達しております。資金運用については、安全性の高い金融資産に限定して運用し、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。長期借入金は、すべて固定金利の調達であり、金利の変動リスクに晒されておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従って取引を行い、取引先ごとの回収期日及び残高を管理するとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングして財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、管理部が月次単位での支払予定を把握するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいますため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	272,632	272,632	—
(2) 売掛金	286,206		
貸倒引当金(*1)	△4,139		
	282,067	282,067	—
資産計	554,699	554,699	—
(1) 買掛金	416,578	416,578	—
(2) 未払金	35,938	35,938	—
(3) 長期借入金(*2)	105,052	105,303	251
負債計	557,568	557,820	251

(*1) 売掛金に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	272,632	—	—	—
売掛金	286,206	—	—	—
合計	558,838	—	—	—

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	30,900	27,840	27,840	17,685	787	—
合計	30,900	27,840	27,840	17,685	787	—

当事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして必要な資金（主に銀行借入や増資）を調達しております。資金運用については、安全性の高い金融資産に限定して運用し、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。長期借入金は、すべて固定金利の調達であり、金利の変動リスクに晒されておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従って取引を行い、取引先ごとの回収期日及び残高を管理するとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングして財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、管理部が月次単位での支払予定を把握するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	297, 576	297, 576	—
(2) 売掛金	230, 570		
貸倒引当金(*1)	△3, 179		
	227, 391	227, 391	—
資産計	524, 967	524, 967	—
(1) 買掛金	267, 987	267, 987	—
(2) 未払金	78, 364	78, 364	—
(3) 長期借入金(*2)	119, 987	120, 083	96
負債計	466, 338	466, 434	96

(*1) 売掛金に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 未払金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	297, 576	—	—	—
売掛金	230, 570	—	—	—
合計	528, 146	—	—	—

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	37, 836	37, 836	27, 681	10, 783	5, 851	—
合計	37, 836	37, 836	27, 681	10, 783	5, 851	—

(有価証券関係)

前事業年度（平成26年8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成27年8月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（平成26年8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成27年8月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度に係る退職給付費用の額

当社の確定拠出制度への要拠出額は、1,502千円であります。

当事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度に係る退職給付費用の額

当社の確定拠出制度への要拠出額は、2,280千円であります。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度（平成26年8月31日）

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	19,921千円
貸倒引当金	3,408
繰延税金資産小計	23,330
評価性引当額	△23,330
繰延税金資産合計	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、従来の38.37%から36.05%に変更しております。

なお、この税率変更による影響はありません。

当事業年度（平成27年8月31日）

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	3,735千円
貸倒引当金	1,654
賞与引当金	3,207
繰延税金資産小計	8,597
評価性引当額	△664
繰延税金資産合計	7,932

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	36.05%
(調整)	
住民税均等割	1.79
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.34
評価性引当額の増減	△39.27
繰越欠損金の利用	△10.91
その他	△3.88
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△15.86

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の36.05%から平成27年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については35.03%に変更しております。

なお、この税率変更に伴う影響は軽微であります。

4. 法人税率の変更等による影響

平成28年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が公布され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等が変更となりました。これに伴い、平成28年9月1日に開始する事業年度において解消が見込まれ

る一時差異については、繰延税金資産および繰延税金負債を計算する法定実効税率が従来の35.03%から34.48%に変更になります。

なお、この税率変更に伴う影響は軽微であります。

(持分法損益等)

当事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

当社の報告セグメントは、農家の直売所事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

当社の報告セグメントは、農家の直売所事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の氏名又は名称	売上高（千円）	関連するセグメント名
株式会社阪食	182,659	農家の直売所事業
株式会社ダイエー	88,392	農家の直売所事業

(注) 上記には、委託販売システムにおけるスーパー等での販売実績に応じた手数料を含めております。

当事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の氏名又は名称	売上高（千円）	関連するセグメント名
株式会社阪食	190,088	農家の直売所事業
サミット株式会社	136,623	農家の直売所事業
株式会社ダイエー	88,004	農家の直売所事業

(注) 上記には、委託販売システムにおけるスーパー等での販売実績に応じた手数料を含めております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び主要株主	及川 智正	—	—	当社代表取締役	(被所有)直接20.90	被債務保証	被債務保証	105,052	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 当社は、銀行借入に関して、代表取締役及川 智正から債務保証を受けております。なお、保証料等の支払いは行っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社プレンティー（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項ありません。

当事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び主要株主	及川 智正	—	—	当社代表取締役	(被所有)直接20.90	被債務保証	被債務保証	119,987	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 当社は、銀行借入に関して、代表取締役及川 智正から債務保証を受けております。なお、保証料等の支払いは行っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社プレンティー（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項ありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	当事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
1 株当たり純資産額	1.01円	30.43円
1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額 (△)	△15.22円	29.42円

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、前事業年度は 1 株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在していないため記載しておりません。当事業年度は潜在株式が存在していないため記載しておりません。
2. 当社は平成27年8月21日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行い、平成28年2月26日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額を算定しております。
3. 1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	当事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
当期純利益金額又は 当期純損失金額 (△) (千円)	△26,946	52,078
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額又は 当期純損失金額 (千円)	△26,946	52,078
期中平均株式数 (株)	1,770,000	1,770,000

4. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年8月31日)	当事業年度 (平成27年8月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	1,788	53,866
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	1,788	53,866
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末 の普通株式の数 (株)	1,770,000	1,770,000

(重要な後発事象)

前事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

当社は、平成28年2月1日開催の取締役会決議に基づき、平成28年2月26日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成28年2月25日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	17,700株
今回の分割により増加する株式数	1,752,300株
株式分割後の発行済株式総数	1,770,000株
株式分割後の発行可能株式総数	7,080,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成28年2月26日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当第2四半期累計期間
(自 平成27年9月1日
至 平成28年2月29日)

物流費	104,248千円
業務委託費	89,952
貸倒引当金繰入額	△486

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

当第2四半期累計期間
(自 平成27年9月1日
至 平成28年2月29日)

現金及び預金勘定	332,085千円
現金及び現金同等物	332,085

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間（自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日）

当社の報告セグメントは、農家の直売所事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日)
1株当たり四半期純利益金額	28.86円
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額（千円）	51,090
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	51,090
普通株式の期中平均株式数（株）	1,770,000

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2. 当社は平成28年2月26日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そのため、当該分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物附属設備	3,148	—	—	3,148	1,541	429	1,607
構築物	953	—	—	953	703	110	249
車両運搬具	9,003	700	945	8,758	7,135	1,017	1,622
工具、器具及び備品	12,804	1,135	—	13,939	10,988	3,121	2,950
有形固定資産計	25,909	1,835	945	26,799	20,367	4,679	6,429
無形固定資産							
ソフトウェア	8,860	1,720	—	10,580	4,962	2,018	5,618
無形固定資産計	8,860	1,720	—	10,580	4,962	2,018	5,618
長期前払費用	1,585	781	240	2,126	1,116	440	1,009

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

車両運搬具	営業車両の購入	700千円
工具、器具及び備品	業務用パソコンの購入	785千円
ソフトウェア	売上管理システムの強化開発	1,015千円
	管理業務システムの機能追加	370千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

車両運搬具	営業用車両の除却	487千円
-------	----------	-------

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	30,900	37,836	1.84	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	74,152	82,151	1.84	平成32年
合計	105,052	119,987	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	37,836	27,681	10,783	5,851

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	8,090	2,764	—	4,911	5,943
賞与引当金	—	8,027	—	—	8,027

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」のうち、960千円は債権回収、3,951千円は洗替によるものであります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	62
預金	
普通預金	297,514
合計	297,576

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
サミット株式会社	54,305
株式会社ダイエー	49,011
株式会社阪食	44,518
コーナン商事株式会社	12,738
株式会社ライフコーポレーション	12,179
その他	57,816
合計	230,570

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
286,206	3,430,452	3,486,088	230,570	93.8	27.5

(注) 上記金額には消費税等が含まれております。

上記金額にはスーパー等から回収予定の登録生産者へ支払うべき販売代金が含まれております。

ハ. 商品

品目	金額(千円)
登録生産者向け資材	139
合計	139

二. 貯蔵品

区分	金額(千円)
切手及び印紙	9
合計	9

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額(千円)
松本倉庫株式会社	505
株式会社伊藤農園	428
株式会社 3rd. Selection	247
株式会社スズカコーポレーション	67
株式会社エア・ウォーター農園	27
その他(注)	266,710
合計	267,987

(注) 主たる相手先は登録生産者であり、スーパー等から回収する登録生産者に支払うべき販売代金が含まれています。

ロ. 未払金

相手先	金額(千円)
三甲株式会社	17,928
大和証券株式会社	12,528
松本倉庫株式会社	5,036
神姫バス株式会社	3,932
株式会社ムロオ	3,444
その他	35,495
合計	78,364

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から翌年8月末日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年8月末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日、毎年2月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料（注）1
公告掲載方法	公告方法は、電子公告としております。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しております。 http://www.nousouken.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が株式会社東京証券取引所に上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
2. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年8月31日	株式会社ブレンティー代表取締役社長 尾持繁美	東京都品川区上大崎2-25-5	特別利害関係者等（親会社、大株主上位10名）	及川 智正	和歌山県日高郡美浜町	特別利害関係者等（当社の代表取締役、大株主上位10名）	3	65,928(21,976)(注)4.	経営意識を高めるため
平成26年8月31日	濵谷 剛	神奈川県逗子市	特別利害関係者等（大株主上位10名）	農業総合研究所従業員持株会 理事長 鈴木淳	和歌山県和歌山市黒田17-4	当社の従業員持株会	3	65,928(21,976)(注)4.	従業員持株会新設による
平成26年8月31日	濱谷 剛	神奈川県逗子市	特別利害関係者等（大株主上位10名）	松尾 義清	和歌山県和歌山市	特別利害関係者等（当社の取締役、大株主上位10名）	1	21,976(21,976)(注)4.	経営意識を高めるため
平成26年8月31日	濱谷 剛	神奈川県逗子市	特別利害関係者等（大株主上位10名）	坂本 大輔	東京都大田区	特別利害関係者等（当社の取締役、大株主上位10名）	1	21,976(21,976)(注)4.	経営意識を高めるため
平成26年8月31日	濱谷 剛	神奈川県逗子市	特別利害関係者等（大株主上位10名）	小林 俊孝	東京都三鷹市	当社の元監査役	1	21,976(21,976)(注)4.	監査意識を高めるため
平成27年8月19日	小林 俊孝	東京都三鷹市	当社の元監査役	濱谷 剛	神奈川県逗子市	特別利害関係者等（大株主上位10名）	1	6,000,000(6,000,000)(注)5.	監査役を退任したため
平成27年8月31日	濱谷 剛	神奈川県逗子市	特別利害関係者等（大株主上位10名）	松尾 義清	神奈川県横浜市港北区	特別利害関係者等（当社の取締役、大株主上位10名）	30	1,800,000(60,000)(注)6.	経営意識を高めるため
平成27年8月31日	濱谷 剛	神奈川県逗子市	特別利害関係者等（大株主上位10名）	坂本 大輔	東京都荒川区	特別利害関係者等（当社の取締役、大株主上位10名）	30	1,800,000(60,000)(注)6.	経営意識を高めるため
平成27年8月31日	濱谷 剛	神奈川県逗子市	特別利害関係者等（大株主上位10名）	清野 芳昭	神奈川県川崎市多摩区	特別利害関係者等（当社の監査役）	40	2,400,000(60,000)(注)6.	監査意識を高めるため

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条に基づき、当社の特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1.において同じ。）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成25年9月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同取引所が定める同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合に

は、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができます。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者…………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、純資産価額法と類似業種比準価額法の併用により算出した価格を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
5. 移動価格は、ディスカウントキャッシュフロー法に基づき算出した直近の第三者割当増資の価格を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
6. 移動価格は、直近の取引事例を参考として、当事者間で協議した上決定した価格であります。
7. 当社は平成27年7月16日開催の取締役会の決議に基づき、平成27年8月21日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。記載内容は、平成27年8月20日以前の移動については分割前の内容を、平成27年8月21日以降の移動については当該分割後の内容を記載しております。
8. 当社は平成28年2月1日開催の取締役会の決議に基づき、平成28年2月26日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。記載内容は、平成28年2月25日以前の移動については分割前の内容を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社プレンティー（注）1.	東京都品川区上大崎二丁目25番5号	820,000	46.33
及川 智正（注）1. 2.	和歌山県日高郡美浜町	370,000	20.90
堀内 寛（注）1. 3.	千葉県市川市	330,000	18.64
澁谷 剛（注）1.	神奈川県逗子市	100,000	5.65
東果大阪株式会社（注）1.	大阪府大阪市東住吉区今林一丁目2番68号	60,000	3.39
農業総合研究所従業員持株会（注）1.	和歌山県和歌山市黒田17番地4	30,000	1.69
松尾 義清（注）1. 3.	神奈川県横浜市港北区	13,000	0.73
坂本 大輔（注）1. 3.	東京都荒川区	13,000	0.73
株式会社プラス（注）1.	和歌山県田辺市宝来町17番12号	10,000	0.56
三菱UFJキャピタル4号投資事業有限責任組合（注）1.	東京都中央区日本橋一丁目7番17号	10,000	0.56
紀陽リース・キャピタル株式会社（注）1.	和歌山県和歌山市七番丁24番地	10,000	0.56
清野 芳昭（注）4.	神奈川県川崎市多摩区	4,000	0.23
計	—	1,770,000	100.00

(注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役)

3. 特別利害関係者等 (当社の取締役)

4. 特別利害関係者等 (当社の監査役)

5. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

株式会社農業総合研究所

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉村 孝郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 淡島 國和 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社農業総合研究所の平成25年9月1日から平成26年8月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社農業総合研究所の平成26年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

株式会社農業総合研究所

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉村 孝郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 淡島 國和 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社農業総合研究所の平成26年9月1日から平成27年8月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社農業総合研究所の平成27年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年5月6日

株式会社農業総合研究所

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉村 孝郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 淡島 國和 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社農業総合研究所の平成27年9月1日から平成28年8月31日までの第10期事業年度の第2四半期会計期間（平成27年12月1日から平成28年2月29日まで）及び第2四半期累計期間（平成27年9月1日から平成28年2月29日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社農業総合研究所の平成28年2月29日現在の財政状態並びに同日をもつて終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

